

**会津若松市議会定例会
令和8年6月定例会議一般質問
質問予定日及び質問順**

○ 6月8日（月） （個人質問）

No.	議員名	内容	頁
1	原田俊広 議員 （一問一答）	1 家庭ごみ処理有料化とごみ減量について 2 学校教育について	1
2	柁屋奈津子 議員 （一問一答）	1 （仮称）会津若松市動物愛護条例の制定について 2 （仮称）会津若松市もったいない条例の制定について	3
3	内海 基 議員 （一問一答）	1 ふるさと納税について 2 イラン情勢による本市への影響について	6
4	奥脇康夫 議員 （一問一答）	1 市民の健康について	7
5	吉田恵三 議員 （一問一答）	1 高齢者の社会参画と生きがいづくりについて 2 県立病院跡地利活用事業について	11
6	高梨 浩 議員	1 次期総合計画について	13
7	長谷川純一 議員 （一問一答）	1 会津若松市における関係人口について 2 まちなかの賑わい創出について	15

○ 6月9日（火） （個人質問）

No.	議員名	内容	頁
8	長郷潤一郎 議員	1 道路・まちの整備について 2 空き家及び農地の管理について	16
9	大島智子 議員 (一問一答)	1 子どもの安心安全を守る包括的支援について 2 ICTによる市民サービス向上について	20
10	横山 淳 議員 (一問一答)	1 次期総合計画について 2 ベビーファースト、キッズファースト、ユースファーストの考え方について 3 有害鳥獣対策について	23
11	松崎 新 議員 (一問一答)	1 自治基本条例に基づくまちづくりについて	25
12	小畑 匠 議員 (一問一答)	1 地域樹木の安全管理と木質資源の地域内循環について 2 自転車取締り強化に整合した市道環境の安全対策について	28
13	渡部 認 議員 (一問一答)	1 本市の高齢化対策の現状と健康づくりの課題について 2 観光施設事業特別会計と財源確保に向けた取組について	30
14	村澤 智 議員 (一問一答)	1 スマートフォン依存が子ども達に与える影響と対策の必要性について 2 今後、屋内運動施設に設置される空調設備の在り方について	32

○ 6月10日(水) (個人質問)

No.	議員名	内容	頁
15	大竹俊哉 議員 (一問一答)	1 人口が減り続けていく中での今後のまちづくりについて	36
16	平田久美 議員 (一問一答)	1 未来につなぐひとづくりについて	42
17	小倉孝太郎 議員 (一問一答)	1 鳥獣被害対策について 2 ごみ減量の推進について 3 市職員の採用について	47
18	中川廣文 議員	1 将来の本市の医療体制について 2 次世代モビリティの実装に向けた取組について	52
19	石田典男 議員 (一問一答)	1 本市各地区の投票率の傾向と対策について 2 消防団員確保と市発注業務について 3 県立病院跡地利活用事業公共施設基本設計について	55
20	譲矢 隆 議員 (一問一答)	1 土地改良の支援策について 2 風力発電事業に対する市長の考えについて 3 辺野古沖の海難事故と平和教育に対する市の認識について 4 市民の暮らしとごみ問題について	58
21	成田芳雄 議員 (一問一答)	1 中小企業及び小規模企業振興条例について	61

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局(39-1323)へ】

令和 7 年会津若松市議会定例会
令和 8 年 6 月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 個人質問

1 議員 原田俊広（一問一答）

(1) 家庭ごみ処理有料化とごみ減量について

① 家庭ごみ処理有料化直前と有料化後の排出量の変化状況

- ・ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、古紙、プラスチック製容器包装・製品、ペットボトル、缶、瓶、古布類など資源物のそれぞれの排出量と粗大ごみの受付件数を、家庭ごみ処理有料化直前の令和 8 年 2 月及び 3 月、有料化後の 4 月について示すとともに、同時期におけるそれぞれの排出量と受付件数の変化の理由を示せ。
- ・ 令和 7 年同月との対比でそれぞれがどのように変化しているのか、その変化は想定していた変化と比べてどのような状況なのか示せ。

② 家庭ごみ処理有料化後の各ごみステーションへの排出状況と不適正排出等への対応

- ・ 家庭ごみ処理有料化により各家庭からごみステーションへの排出の仕方が大きく変わり、この変化に適正に対応できている市民だけでなく、対応できていない市民もいる中で様々な混乱もあると聞いているが、市ではそのような状況を具体的に把握できているのか、また、どのように対応しているのか示せ。
- ・ このことに対応するための負担軽減策として、不適正に排出されたごみを町内会が処理するために使用するごみ袋と、ごみ排出方法の周知啓発のための交付金を交付することになっているが、家庭ごみ処理有料化開始が 4 月であるにも関わらず、それらの配布時期が 6 月以降になっていることでも混乱が起きていると聞いている。このことに対する市の認識を示すとともに、それらを一刻も早く町内会に配布できるよう対応すべきと考えるが今後の方針を示せ。
- ・ そのほか、家庭ごみ処理有料化による市民からの様々な

意見や疑問が多く届いていると思うが、例えば指定ごみ袋の強度や大きさについてや、氏名記入に関して、それぞれの意見や疑問にはどのように対応しているのか示せ。

- ・ また、ごみステーションへの違反ごみ等見守りカメラの依頼の状況と市の対応状況について示せ。

③ ごみ排出方法変更等の周知啓発の更なる徹底

- ・ 家庭ごみ処理有料化後に起きている様々な混乱は、変更になったごみ排出方法等が市民の中では周知が不十分であることが要因と思われる。様々な混乱が生じたことにより、新たな亀裂を生じさせかねない状況になっていると憂慮する。この混乱の原因は明らかに家庭ごみ処理有料化という新しい制度を取り入れることを決断した市当局の判断に起因するものであり、その解決は市の行政責任において行うべきものであると考えるが認識を示せ。
- ・ この混乱の早期解決のために、ごみ排出方法変更等の市民に対する周知啓発を改めて早急に強化して実施する必要があると考えるが、そのことへの認識と今後の方針を示せ。

④ ごみステーションの設置責任と管理責任

- ・ ごみステーションの設置責任と管理責任はどこにあるかについて、その根拠も含めて示せ。
- ・ 家庭ごみ処理有料化後、町内会によるごみステーションでの説明や見守りが行われる中で、他の町内の方によるごみ排出も多く見られることや町内会に加入していない方もごみステーションを利用していることについて、どう対応しているのか分からないという疑問の声も聞いている。これらのことに関する対応も町内会の仕事になるのか、また、どう対応すべきなのか見解を示せ。
- ・ 家庭ごみ処理有料化後の新たな状況に対応しやすいように、ごみステーションの設置責任と管理責任の在り方を見直し、改めて整理する必要があると考えるが認識を示せ。

(2) 学校教育について

① 現状に即した学校教育についての基本的考え方

- ・ 令和7年10月29日に都道府県宛に発せられた「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」によると、令和6年度の全国の小・中学校の不登校児童・生徒数が約35万4千人で過去最多、小・中・高・特別支援学校でのいじめの認知件数が約76万9千件で過去最

多、うち重大事態の発生件数が 1,405 件で過去最多、小・中・高等学校から報告のあった自殺児童・生徒数が 413 人、小・中・高等学校の暴力行為の発生件数が約 12 万 9 千件で過去最多など大変な状況が明らかになっている。このことは子ども自身にとってはもちろんのこと、家庭や教育行政にとっても看過できない、適正に対応しなければならない問題だが、学校教育の目的や教育に関する権利、いわゆる教育権についての本市教育委員会としての考え方について示せ。

- ・ そのなかで、子どもの学習する権利、発達する権利と、親や学校の教育に関する権利との関係についての認識を示せ。また、親が子の教育を受けさせる場や方法を決定することができる権利についての認識を示せ。
- ・ 教育の専門家としての教員のいわゆる教育権を十分に保障することが重要であると考えが認識を示せ。

② 学校スクリーニングの試行

- ・ 前出の令和 7 年 10 月 29 日の文部科学省「通知」でも子どもたちの小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で素早く支援することの重要性とともに、教育と福祉等が連携して子どもやその保護者が必要な時に支援を受けられるような環境整備の必要性を呼びかけているように、本市教育委員会が準備している小学校 3 校での学校スクリーニングは重要であり注目されていると考えるが、その準備状況と目指す方向を示せ。
- ・ その環境整備のためにも、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを大きく増員すべきと考えるが、その人材確保策と今後の方針を示せ。

2 議員 梶屋 奈津子（一問一答）

(1) （仮称）会津若松市動物愛護条例の制定について

① 本市における犬・猫の現状

- ・ 市民から寄せられる野良猫、飼い主不明の犬や猫、多頭飼育崩壊等に関する相談には、不適切な飼育が原因と思われる、ふん尿による悪臭、鳴き声による騒音、ごみを荒らす、動物虐待への懸念など、市民生活に関わる様々な苦情が含まれていると考えるが、市の現状とその対応状況を示せ。
- ・ 犬・猫等に関する相談に対する本市と福島県動物愛護セ

ンター会津支所及び保護活動団体との連携状況を示せ。

② 地域猫活動

- ・ 地域住民が主体となり、その地域に暮らす特定の飼い主のいない猫に対し、不妊・去勢手術、時間と場所を決めた餌やり、トイレや餌場の清掃及び管理等を行うことにより、地域の生活環境を保全しつつ猫の数を減らしていく「地域猫活動」は、地域住民と猫が共生していくための取組であり、飼い主のいない猫による生活環境への被害を軽減することにもつながるため、推進するべきと考える。市として地域猫活動の現状を把握しているか示せ。また、活動に対する見解を示せ。
- ・ 地域猫活動の一環として実施されている、猫を捕獲し、不妊・去勢手術及びその目印としての耳カットを行った上で元の場所へ戻す「TNR活動」について、補助金制度や猫捕獲器の無料貸出しを検討してはどうかと考えるが、市の見解を示せ。
- ・ 地域猫活動の一環として、市として公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠への参加を検討してはどうかと考えるが、見解を示せ。

③ 動物愛護の重要性

- ・ 動物愛護とは、単に動物を飼育・保護することだけではなく、命を尊重し、人と動物が共生できる地域社会を形成していくことであると考え。また、動物愛護は、地域環境、公衆衛生、福祉、地域コミュニティーの形成などにも関わる重要な行政課題であると考え、市の見解を示せ。

④ 愛玩動物と有害鳥獣

- ・ 愛玩動物は飼い主が責任を持って飼育管理する動物である一方、カラスやムクドリなどの野生鳥獣は自然環境の中で生息しており、適正な管理が必要と考える。カラスやムクドリのふんによる悪臭、鳴き声やごみを荒らす等により、市民生活への影響が発生している。本市において現在実施している対策は、駆除ではなく追い払いを中心とした取組であり、市では、町内会や市民等が行うカラスやムクドリの追い払い及びふんの清掃を支援するため、機材の無料貸出しを行っているが、その効果及び課題について市の見解を示せ。
- ・ カラスやムクドリは、害虫や動物の死骸を食べる益鳥としての側面もあることから、人と野生鳥獣が適切に棲み分

けできる環境づくりが重要と考える。鳥害対策においては、ごみ対策、安易な餌付けの防止、ふん清掃、地域ぐるみで取り組む追い払い等、市民一人一人の理解と協力が重要であると考えるが、市として市民への啓発をどのように進めていくのか示せ。

⑤ ペット共生社会の実現

- ・ 適正飼育の啓発、地域猫活動への支援、災害時の同行避難など、ペット共生社会の実現に向け、市としてどのように取り組んでいくのか見解を示せ。
- ・ 飼い主同士の交流や適正飼育の啓発の場としてドッグランの整備は有効であると考え。人と動物が共に安心して利用できるドッグランの整備について、市の見解を示せ。
- ・ 市民生活や地域環境、公衆衛生にも配慮しながら、人と動物が共に安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「（仮称）会津若松市動物愛護条例」の制定が必要と考えるが、市の見解を示せ。

(2) （仮称）会津若松市もったいない条例の制定について

① ゼロカーボンシティの進捗状況

- ・ 本市が表明しているゼロカーボンシティの実現に向けた現在の取組状況と進捗に対する市の見解を示せ。
- ・ ゼロカーボンシティの更なる推進に向け、市民・事業者・行政が連携した取組を今後どのように進めていくのか、市の見解を示せ。

② 3Rの現状

- ・ 本市における3R（リデュース・発生抑制、リユース・再使用、リサイクル・再資源化）の取組状況と課題に対する市の見解を示せ。
- ・ 家庭から排出される可燃ごみの中には、再資源化が可能なプラスチック類、紙類及び布類等が含まれていると考え、このことに対する市の認識を示せ。また、再資源化に向けた対応策があれば示せ。

③ 廃品回収を通じた地域コミュニティの構築

- ・ 町内会、PTA、地域団体等による資源物回収活動は、資源循環だけではなく、世代間交流や地域福祉など、地域コミュニティの形成にも寄与していることから、推進していくべきと考える。一方で、少子高齢化や地域活動の担い手不足により、資源物回収活動の継続が難しくなっている地域もあると考えるが、地域主体による資源物回収活動

を維持・活性化させるため、今後どのような支援を行うべきか市の見解を示せ。

④ 市民の意識改革

- ・ 大量生産・大量消費型社会から循環型社会への転換に向け、「もったいない」の精神を次世代へ継承していくことが重要と考える。ごみを単なる「不要なもの」として処分するのではなく、「資源」として循環させる意識啓発が必要と考えるが、市民意識の醸成に対する市の取組状況を示せ。
- ・ 食品ロスを削減するためには、市民一人一人の行動変容が必要であると考え。その一つの取組として、環境省等が推奨している「3010運動」などが推進されているが、本市における食品ロスに対する課題と削減に向けた取組状況を示せ。
- ・ 日本人が古くから大切にしてきた「もったいない精神」を地域全体で共有し、循環型社会の実現につなげていくため、「(仮称)会津若松市もったいない条例」の制定が必要と考えるが、市の見解を示せ。

3 議員 内海 基 (一問一答)

(1) ふるさと納税について

① 令和7年の実績

- ・ 令和7年度のふるさと納税による本市への寄附額とそれに伴う経費を示せ。
- ・ 令和7年分のふるさと納税で市民による他自治体への寄附総額とそれに伴う寄附金税額控除額を示せ。
- ・ さらに、返礼品の品数、人気のある返礼品、また、寄附額の傾向、寄附金の使い道の傾向を示せ。

② 令和7年の評価

- ・ 令和7年のふるさと納税の制度改正による本市の受入額への影響について、どのように分析しているのか示せ。
- ・ ふるさと納税制度に伴う純粋な収入をもって、評価していくべきと考えるが見解を示せ。

③ 今後の課題

- ・ 寄附受入額と前々年の寄附金税額控除額に伴う交付税を合わせた額より、市民による他自治体への寄附総額が多い状況では域内のお金が流出していることを意味すると考えるが認識を示せ。

- ・ ふるさと納税で市民による他自治体への寄附総額とそれに伴う寄附金税額控除額の差が大きい要因をどのように考えるのか認識を示せ。
 - ・ ふるさと納税のポータルサイト数を更に増やすべきと考えるが検討状況を示せ。
 - ・ 寄附額を増やしていくためには、返礼品の更なる充実化が必要と考えるが、返礼品を増やしていくための取組を示せ。
 - ・ 寄附額を増やしていく上で、その周知方法も重要となっているが、経費は寄附額の50%以内という制限があるため、費用をかけずに、効果的なPRを行っていく必要があると考える。本市のPR戦略について示せ。
 - ・ 寄附の目標額を設定し、より多くの皆様から寄附をいただけるよう取り組んでいくべきと考えるが見解を示せ。
- (2) イラン情勢による本市への影響について

① 物価高騰

- ・ 生活応援臨時給付金事業の実施状況と現時点で浮かびあがった課題を示せ。
- ・ 生活応援臨時給付金事業以降の生活支援の検討状況を示せ。
- ・ 事業者支援として消費喚起策とは別の支援策が必要と考えるが認識を示せ。

② 資材不足

- ・ 資材不足について、本市の事業者への聴き取り状況を示せ。
- ・ 資材不足を受け、事業継続が困難となっている事業者に対する支援策の検討状況を示せ。
- ・ 公共事業の納期や工期への影響について示せ。

4 議員 奥脇康夫（一問一答）

(1) 市民の健康について

① 本市の健康指標

- ・ 公益社団法人国民健康保険中央会が示す国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）における平均余命及び平均自立期間の都道府県別一覧によると、福島県は、平均余命で男性が80.2歳、女性が86.0歳であり、平均自立期間は男性で78.8歳、女性で82.9歳であった。本市の令和5年度における平均余命及び平均自立期間を男女

別で示せ。

- ・ K D B システムのデータから令和 5 年度の福島県の平均余命及び平均自立期間を順位付けすると、平均余命は男性が全国 41 位、女性が 46 位、平均自立期間は、男性が全国 43 位、女性が 46 位となっている。全国と比較して、令和 5 年度の本市における平均余命及び平均自立期間はどの位置にあるのか示せ。
- ・ 令和 5 年度における国民健康保険特定健康診査において、福島県の受診率は令和 5 年度が 44.3 %、令和 4 年度は 42.9 %となっている。本市における受診率は令和 5 年度が 47.6 %、令和 4 年度が 47.9 %となっている。本市の受診率は全国と比較してどの位置にあるのか示せ。
- ・ 令和 7 年 9 月に作成された会津若松市地域健康かるて（以下「健康かるて」という。）における令和 6 年度特定健康診査結果編によると、全国における福島県民の健康指標の順位として、メタボ率がワースト 4 位、肥満者の割合は男性がワースト 6 位、女性がワースト 4 位、脳血管疾患死亡率は男性がワースト 10 位、女性がワースト 3 位、喫煙率は男性がワースト 1 位、女性がワースト 2 位となっている。これらの各項目における本市の男女別の現状に対する認識を示せ。
- ・ 第 3 次健康わかまつ 21 計画（以下「第 3 次わかまつ計画」という。）においても、健康かるてにおいても K D B システムの数値等を活用しているが、K D B システムの統計の母体となる対象は国民健康保険の加入者となっている。市全体を網羅した統計データが必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 令和 8 年 5 月 13 日に更新された市の市勢統計データ、国民健康保険の概況によると、令和 6 年度の給付総額は前年度よりも減額となっているが、保険税一人当たりの負担額は増額となっている。また、給付総額から一人当たりの給付額を算出すると、平成 25 年度が約 255 千円に対し、令和 6 年度が約 328 千円と増加傾向となっている。少子高齢化に伴い現役世代の減少が予測される今後において、一人当たりの負担額及び給付額はどのように推移すると考えるのか示せ。また、一人当たりの負担額及び給付額が減額となるような施策があれば示せ。
- ・ 平均余命から平均自立期間を差し引いた数値が要介護 2 以上となってからの生存期間となる。第 3 次わかまつ計画

によると、本市におけるこの要介護2以上の期間は令和2年において男性が2.1年、女性が3.9年となる。国、県及び市の第3次健康計画には、健康寿命の延伸が目標に掲げられており、平均寿命及び平均自立期間が提示されているが、掲示されることにより気が滅入ったり、ショックを受けてしまう方もいると考える。表現にも配慮が必要と考えるが認識を示せ。

② 生活習慣の改善による健康状態の改善

- ・ 悪性新生物、糖尿病及び高血圧などの病気は、遺伝的要因と環境要因の両方が関与する多因子遺伝の病気といわれ、特定の遺伝的要因を持つ人が、不適切な食生活、運動不足、喫煙、ストレスといった環境要因にさらされることで発症しやすくなる病気と言われる。また、親や兄弟に同じ病気の人がいる場合、体質的にリスクが高い可能性がある。本市において、がんなどの病気は遺伝的な要因に加え、どのような環境要因により発症するケースが多いのか示せ。また、本市における生活習慣の傾向を示せ。
- ・ 健康日本21（第三次）によると、健康日本21（第二次）における最終評価において、悪化している目標項目として「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少」、「適正体重の子どもの増加」、「睡眠による休養を十分にとれていない者の割合の減少」、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」が挙げられている。本市においては、これらの項目についてどのような結果となっているのか示せ。また、第3次わかまつ計画においてはどのような対策を講じているのか示せ。
- ・ 第3次わかまつ計画の基本方針には、生活習慣の改善が掲げられており、様々な方面から対策が講じられている。しかし、親等から遺伝的要因とともに生活様式や習慣、食べ物等の嗜好も受け継がれるケースが多く、慣れ親しんだ生活習慣を改善していくのは容易なことではないと考える。生活習慣に対する市の考えと、改善に向けた具体的な施策について示せ。

③ 社会環境の整備と質の向上

- ・ 一般社団法人PHR普及推進協議会のホームページによると、パーソナルヘルスレコード（以下「PHR」という。）とは、生涯にわたる個人の健康・医療に関わる情報のことであり、「本人の意志のもとPHRを活用することで、

例えば、自分の健康状態に関するデータの管理・閲覧、健康状態に基づいたレコメンドの受け取り、かかりつけ医や近隣の医療機関・自治体などの第三者へのデータ閲覧・提供などのPHRサービスを通じて、私たち一人一人の健康増進につながります。」とあり、生活習慣病の改善に役立つPHRとしても紹介されている。令和7年11月に公開された令和7年度の行政評価結果報告書には、「生活習慣病の予防や健康維持のためには、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることを意識し、積極的に健康管理に取り組むことが重要であることから、健康情報の発信を充実させるとともに、利用しやすい環境を整備していく必要がある。」、「健康に関するPHRや、SNS等の情報通信ツールの利活用について、関係課との協議を視野に含め、様々な健康情報を多様な広報手法による発信を検討し、市民の健康維持、増進への自主的な取組の契機に結び付けていく。」とあるが、現在の進捗状況を示せ。また、市民への啓発及び周知は十分になされているのか認識を示せ。

- ・ PHRの蓄積による数値化、見える化により改善された項目についてインセンティブを付与することにより、生活習慣改善への一歩が踏みやすくなると考えるが認識を示せ。
- ・ 令和8年3月にふくしま健民アプリ（以下「アプリ」という。）がリニューアルされた。健診結果などの健康データをスマートフォンで簡単に確認ができたり、今まで紙で管理していたデータをより手軽に活用できたり、医師のコラムや栄養管理士のレシピなど役立つ情報などが発信されている。本市においても健康ポイント事業としてリニューアル前のアプリとは連携をしていたが、リニューアル後のアプリについても連携が必要と考えるが市の認識を示せ。
- ・ 高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図る取組として、令和3年10月よりつながりづくりポイント事業（以下「つなポン」という。）を開始した。この背景には、地域のつながりの希薄化、地域活動へ参加する人も減少していることなどがあり、全世代の人々が地域活動に参加し、支え合う仕組みを作る必要があるようである。令和8年度のつなポンの活動対象者は支援型が小学生を除く12歳以上の市民及び市内在学及び在勤者、参加型は60歳以上及び障がい者手帳を有する市民となっている。現役世代では勤務等でつなポンの活動が難しいが、現役を退いた方であっ

ても、活動が億劫になったり、新たな環境への参加は難しいことから抵抗感を示す方もいるようである。現役世代の方でも、支援するまでの余裕はないが、参加は可能という方もいると考える。そこで、参加型についても支援型と同様の活動対象とすれば、全世代の人々が地域活動に参加しやすくなり、支え合う仕組みを作ることが更に可能になると考えるが認識を示せ。

④ 会津若松市健康づくり推進条例との連携

- ・ 会津若松市健康づくり推進条例は、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、「健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかで生き生きと暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的として令和7年9月30日に制定された。この条例には市の責務、市民の役割のほか、各機関における役割が明記されているが、市が主体となって市民の生活習慣の改善への仕組みづくり、つながりづくり及び健康に関する社会環境を構築し施策を推進していくことが何よりも重要と考える。これらの役割に対する市の認識を示せ。

5 議員 吉田恵三（一問一答）

(1) 高齢者の社会参画と生きがいづくりについて

① 高齢者の社会参画と生きがいづくり

- ・ 現在、高齢者の社会参画と生きがいづくりを取り巻く環境は大きく変化しており、単位老人クラブ数、会員数は減少傾向にある。高齢者のライフスタイルの多様化をはじめ、定年後も働いていることを理由として、老人クラブに加入しない高齢者が増えている。仕事を辞めてから老人クラブへの加入となることで老人クラブ構成員全体の高齢化が進み、活動が停滞し会員の退会につながり、解散するという老人クラブもあると聞き及んでいる。また、老人クラブに加入せず、地域サロンなど他団体で活動する高齢者や公民館等が主催する体験事業や教養講座、スポーツイベント等へ参加し活動している高齢者も多い。市が令和6年3月に策定した市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、単位老人クラブは、地域における高齢者の相互交流や奉仕活動の場としての役割を担っており、また、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりに対する意欲の

向上といった効果が期待されることから、今後も市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）と連携しながら、その活動を支援することとしている。老人クラブの現状と必要性に対する認識を示せ。

- ・ 地域住民が主体となって運営する地域サロンは、生活支援コーディネーターの活動支援等もあり活動団体が増加しているが、地域サロンの現状に対する認識を示せ。
- ・ 現在、高齢者人口は増加し、一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯が増えてきているため、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の構築が必要であると考え、地域コミュニティーが希薄化している中、高齢者が地域や社会から孤立感を深めている状況が見受けられる。今後状況によっては孤立死につながる可能性もあることから、将来に向け、老人クラブ等の活動を通じて高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進する必要があると考える。そのため単位老人クラブの活動継続や活動の周知、会員の増加を図るため、市老連の中に単位老人クラブを支援する役割を担う人材を配置するとともに、単位老人クラブ活動への支援強化を図る必要があると考えるが、市の考え方と今後取り組む支援内容を示せ。

② シルバー人材センターへの支援

- ・ シルバー人材センターは、働く意欲と能力を持った高齢者の就労を支援する団体であり、市はシルバー人材センターに対する支援を通して高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図っている。ここ数年の会員数や受注件数等は一定程度安定しているものと思われるが、平成25年度以降、市からシルバー人材センターに対し交付された補助金額が同額となる状況が続いており、シルバー人材センターより毎年議会に対して補助金増額の要請書が提出されている。これまで同額補助としてきた主な理由と今後の支援方針を示せ。

(2) 県立病院跡地利活用事業について

① 乳幼児一時預かり事業

- ・ 令和8年5月9日に鶴城地区で開催された第33回市民との意見交換会において、県立病院跡地利活用事業により整備される公共施設等における乳幼児の一時預かり事業については有料化するとの方針に対し、市が掲げる子育て支援方針と矛盾しているのではないかという趣旨の意見が出さ

れた。この当該施設における乳幼児の一時預かり事業の有料化方針に対する現在の市の考え方を示せ。

② もったいない精神をテーマとした多世代交流

- ・ また、同じ鶴城地区における市民との意見交換会において「もったいない」をテーマにした多世代交流スペースを設置し、高齢者が持つ技術を生かし、着物を帽子やバッグ、服などヘリメイクする活動などを通じて、日本文化の継承や資源の有効活用を図るべきである、という意見が出された。また、制服などを再利用する「お譲り」の精神を大切にしていくことが、持続可能な社会づくりにつながるという意見も寄せられた。現在進められている県立病院跡地利活用事業により整備される公共施設等の機能に、こうしたもったいない精神に基づく機能やスペースを設けることに対する考え方を示せ。

③ 市民意見の反映

- ・ 今後こうした市民意見が反映される、されないは別としても、県立病院跡地利活用事業により整備される公共施設等の機能等への意見を寄せることができる期限はいつまでを想定しているのか考え方を示せ。

6 議員 高 梨 浩

(1) 次期総合計画について

① 第7次総合計画に基づく取組の総括

- ・ 市長は令和8年2月の施政方針において、施政に当たっての基本的な認識・考え方として、人口減少社会にあっても、将来に向けて地域、社会・経済が効率的、効果的に持続できるまち「サステイナブルシティ会津若松」の実現を目指すとして、第7次総合計画に掲げる5つの政策目標に沿って基本的な考えを述べ、結びに、令和8年度は新たな計画策定のためにこれまで行ってきた「市民会議」、「若者会議」、「子育て世代ワークショップ」、市民や事業者へのアンケート調査、各種団体との意見交換、さらには「総合計画審議会」などを通していただいた意見や提案を踏まえながら、これまでの取組を総括し、新たな計画を策定するとし、あわせて、人口減少、災害への備え、医療・福祉、産業振興、脱炭素など、会津若松市だけで解決できるものではない課題について、「オール会津」で課題解決に取り組む広域的連携が不可欠であり、「会津の総合力」を

高めていくと公表したところである。次期総合計画の策定に向け、第7次総合計画策定当初から現在に至るまでの取組の総括として、施政方針で述べた手法を取り入れながら、基本構想、基本計画、個別計画などをどのような視点で、市民が理解・納得できる内容として、どのように総括しようとしているのか、基本的な考え方を示せ。

- ・ 第7次総合計画に基づく取組の総括に当たっては、市長から全ての職員に対し、どのようにトップダウン、ボトムアップの機能を発揮させ成果物を作成しようとしているのか、市内部の取組の現状を示せ。また、その取組が次期総合計画の策定にどのように反映され、充実した次期総合計画を策定しようとしているのか、現状の取組状況を示せ。

② 人口動態と都市機能の関係性の考え方

- ・ 人口動態の現状については、自然動態、社会動態ともにその推移は第7次総合計画策定時の想定より厳しい状況にある。次期総合計画策定に向け、教育、産業、共生、防災、医療、福祉などの各政策において、人口動態と都市機能の維持・改善について、どのように考え、次期総合計画に反映させようとしているのか見解を示せ。
- ・ 現在、各町内会や各種団体において、人材不足により組織機能を維持することが困難な状況であると多くの市民が訴えている。このことから、会津若松市自治基本条例に基づく「参画及び協働によるまちづくり」を市は次期総合計画においてどのように取り扱おうとしているのかが注目される場所である。市が各地域や町内会に各種役員の選出を求め運営する様々な組織の在り方を、次期総合計画においてどのように考えているのかを示せ。
- ・ 次期総合計画においては、各地域の人口動態と都市機能の維持・改善について、市の基本的な考えと連動して地域活動を活性化させるため、地域運営組織の自主・自立を促進させる権限及び財源の付与など、協働によるまちづくりを更に発展させ、本市課題の解決に寄与する地域主体のまちづくりをどのように進めていくのか考えを示せ。

③ 広域連携による行政課題解決の考え方

- ・ 第7次総合計画においては、各政策分野において広域的な取組を行わなければならない施策について、本市が行う具体的な取組を掲載しているが、その前段として、本市の広域連携に対する基本的な考えを表明し、広域連携が必要

な本市における行政課題それぞれに対する解決の考えを示すべきであったと考える。次期総合計画における広域連携による行政課題解決に向けた本市の基本的な考えを示せ。

④ 次期総合計画策定に向けた今後の手続

- ・ 次期総合計画の策定に向け、市は議会や市民に対して今後どのような手続を行い意見聴取や合意形成を図ろうとしているのか示せ。また、次期総合計画策定後の行政運営に対する市民の理解と参画について、現在の市の考えを示せ。

7 議員 長谷川 純 一（一問一答）

(1) 会津若松市における関係人口について

① 地域おこし協力隊の役割

- ・ 本市における地域おこし協力隊の役割と人数について示せ。
- ・ 農業版地域おこし協力隊の現在の活動内容を示せ。
- ・ 農業版地域おこし協力隊による県外でのPR活動は可能か示せ。
- ・ 令和7年8月より外国人向け観光ガイドとして着任した、地域おこし協力隊の役割と活動範囲について示せ。また、今後は鶴ヶ城等の観光地だけでなく、駅前などへも範囲を広げて活動を行うことが効果的と考えるが、市の見解を示せ。

② フェスでつながる関係人口の創出

- ・ 令和9年度に開催される第29回「米・食味分析鑑定コンクール：国際大会」in会津若松が開催されるが、令和8年度のプレ大会の開催目的と出品数の目標数を示せ。
- ・ このコンクールは、正に食のフェスと言える。コンクール開催に当たり、音楽を交える事によって若い世代も巻き込める食のフェスとなると思うが、市の見解を示せ。
- ・ 音楽フェスの開催について、若い市民から多くの要望が寄せられているが、市として音楽フェスなどの開催計画があるか示せ。

③ 食でつながる関係人口

- ・ 本市は、「食でつながる関係人口」を創る素材が揃っており、日本酒、発酵文化、会津伝統野菜、ソースカツ丼、郷土料理、漆器などが全てストーリー化できると考える。これに加え、市は地方創生やスマートシティ政策を進めており、交流人口・関係人口を重視している。これらを組み

合わせた分野横断的な関係人口の創出に対する市の考えを示せ。

(2) まちなかの賑わい創出について

① 会津若松駅から鶴ヶ城までの導線

- ・ 観光客に対する会津若松駅から鶴ヶ城までの歩行空間や景観形成についての現状認識と課題を示せ。
- ・ まちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」の案内表示の改善や多言語対応が進められているが、更なる改善の必要があると考えるが市の認識を示せ。また、駅から鶴ヶ城までの導線を「滞在型観光」へ、さらに寄与する取組を行う考えはあるか示せ。

② 会津若松まちなか案内所（以下「案内所」という。）の現状と今後の役割

- ・ 現在までに案内所及び周辺広場で開催されたイベントや出店について、その内容と集客数を示せ。
- ・ 中心市街地の活性化のためには、案内所と周辺商店街との連携の強化が重要と考えるが、市の見解を示せ。
- ・ 案内所があることにより、神明通りが活性化していくことと思われるが、市民との意見交換会で市民から寄せられた意見では、神明通りの空き店舗を活用して会津17市町村のアンテナショップを作りたいとの要望があったが、このことに対する市の見解を示せ。

8 議員 長 郷 潤一郎

(1) 道路・まちの整備について

① 法定外公共物の整備

- ・ 過去において里道や水路として使用され、地租の課せられない国有地であった法定外公共物は、かつては国が管理していたが、今は市町村に管理が移管されている。法定外公共物は、時代の経過とともにほとんど活用がされず、放置されたままのものや車の往来が日常化し、道幅が2メートル以上のものは車道化しているものなどもあり、かつての里道や水路とは環境が変化している状況にある。法定外公共物の維持管理は周辺住民が行うものと認識しているが、長年使用されていない里道や水路、車が日常的に走る道路の整備は、個人や周辺住民で整備することは困難な状況になっている。法定外公共物の不十分な管理は空き家や耕作放棄地と相まって、街並みが荒れる状況も進んでいる。過

去には住民の意向を踏まえ、行政が法定外公共物を整備した経過もある。市は法定外公共物に関する維持管理は周辺住民が行うという原則で進めているが、法定外公共物の所有権者は市であることから、法定外公共物の整備は住民意向を聞きながら行政が対応すべきものもあると考えるが認識を示せ。

- ・ 住宅地などにおいては、敷地内に法定外公共物が確認された場合、所有者に土地を売却して法定外公共物を整理している現況にある。所有者が法定外公共物と分からずに土地を利用・管理している場合、その所有者には瑕疵はないと考えるが、今後も過去の台帳などで確認された法定外公共物である里道や水路に関して、市では売却等の対応をしていくのか認識を示せ。また、所有者に理解を得られない場合はどのように対処するのか認識を示せ。

② 材木町団地及び周辺整備

- ・ 材木町団地が老朽化しており、建替えや修繕について議会でも質問がなされてきた経過にある。現在、材木町団地の西側地域においては、住宅や銭湯なども空き家となり、雑木林が広がっており、道路や水路の整備もなされていない状態にある。この区域がこのような状況にあるのは、行政が老朽化している材木町団地を整備せず放置していることが一つの要因であると考ええる。老朽化した団地を整備しないことで周辺の住宅も衰退し、道路や水路の整備が進まず、民間開発や区画整備をする状況にもなっていない。行政は材木町団地のみを考えるのではなく、地域全体の環境整備を俯瞰的に考えて材木町団地の整備を行うべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 材木町団地は老朽化が進み、住宅としての快適性・生活環境・美観などについて問題が多くあると考えるが、市は材木町団地の整備を今後どのように考え管理していくのか示せ。また、材木町団地の入居率を示し、さらに、建替計画があれば示せ。
- ・ 材木町団地西の水路を挟んで隣にある飯寺地区は民間開発が進み住居整備も進んでいる。しかし、飯寺地区から材木町団地につながる橋や車道が無く、飯寺地区との往来が制限されている。水路、橋及び道路の整備を行う必要があると考えるが認識を示せ。

③ 東部幹線道路整備

- ・ 新市建設計画にある東部幹線道路については、計画から21年以上が経過してもあまり進捗していない状況にある。市は新市建設計画期間が完了しても進めなければならない事業は進めていくとの考えにあり、令和8年度末までには阿賀川新橋梁と接続道路が開通する予定と聞き及んでおり、開通により真宮新町地域の車の流れが大きく変わる。真宮新町から西病院を通り会津本郷駅に向かう、北会津地域を南北に走る道路が待望されている。阿賀川新橋梁の開通を機に東部幹線道路の計画を進めるべきと考えるが、認識を示せ。
- ・ 北会津地域では人口減少や集落間が遠いことなどから、自家用車が欠かせないが、公共交通網の整備は期待できない状況にある。今後の本地域の道路活用については、緊急時の対応や通勤や物流の幹線道路として、また、今後の自動運転車両の幹線道路として東部幹線道路の整備は必須と考えるが認識を示せ。

④ 道路・修繕整備

- ・ 私はこれまで何回か道路の修繕について質問をしてきた。その際の市の答弁では、月2回程度巡回点検して修繕を行っているとの回答であったが、道路の段差や亀裂、直径20センチ程度の陥没など放置されている箇所が多く見られる。点検や修繕は誰が行い、誰が確認しているのか示せ。また、市は適切な修繕がなされていると認識しているのか示せ。
- ・ 道路修繕は大切な事業であると認識しており、市民要望が多くあるとも聞いている。交通安全や快適な道路使用のために、優先的に予算付けを行い、適切な修繕をしなければならないものとするが認識を示せ。
- ・ 本市は観光客も多く、観光客が足元を気にしながら歩道を歩く姿や、シニアカー、車椅子、自転車などにとっての危険箇所も多く見られる。本市は歩いて生活できるまちづくりも進めており、歩道の修繕や整備を適時進めていくべきと考えるが、歩道整備の考え方を示せ。
- ・ 国・県道についても亀裂・陥没・段差などが多く危険が常態化しており、白線や黄色線などが確認できないところも多く見られる。国・県道の整備は市事業ではないが、私達が日常的に活用する道路であり、安全で走りやすい道路とすべきと考える。国・県に道路の整備を強く要望すべきと考えるが認識を示せ。

(2) 空き家及び農地の管理について

① 空き家の管理

- ・ 空き家について、財務省財政制度等審議会では人口減少を踏まえた空き家の見通しを明らかにしており、2023年の全国の空き家率は13.8%であったが、2043年には25%となり、4件に1件が空き家になるとの試算が示されている。本市の令和7年度の居住実績の無い空き家は何件あったのか示せ。また、取り壊された住居は何件あったのか示せ。さらに、新しく建てられた住居は何件あったのか示せ。そして、本市の人口は何人減少したのか示せ。
- ・ 空き家の所有者に自主的な対応を促すことが期待できる管理不全空家の勧告が可能となったが、本市では何件が管理不全空家となり、そのうち特定空家になったものは何件あったのか示せ。また、管理不全空家を認定する際には全ての空き家を確認できているのか示せ。さらに、空き家対策の専任職員は何人おり、職員数は足りているのか認識を示せ。
- ・ 空家対策として、新築住宅の建築抑制や中古住宅の利活用を進め、また、増え続ける空き家の実態調査や所有者の特定を進めることで空き家の所有者や相続人に対して空き家を解消するための相談や情報の支援を積極的に行っていくべきと考えるが認識を示せ。

② 耕作放棄地の管理

- ・ 多くの畑などが耕作されずに管理農地となっており、有効な活用がなされていない状況が見られる。現在、本市には耕作放棄地はどの程度あるのか示せ。
- ・ 農家代々の農地を守り、耕作しない農地の管理のみを行っている農家が多くある。今後、農村人口の減少で管理農地は荒地になることが予測されるが、市の認識と対策を示せ。
- ・ 農地活用のために農地中間管理機構を介した農地の活用が図られているが、畑地の何割程度が活用されているのか示せ。また、活用されていない農地の管理は誰が管理するのか示せ。さらに、土地活用のためには土地の流動性を促すことや市街化調整区域の規制緩和など農地活用が図れる施策が必要と考えるが認識を示せ。

9 議員 大島 智子（一問一答）

(1) 子どもの安心安全を守る包括的支援について

① 生命（いのち）の安全教育の現状と取組

- ・ 文部科学省では、幼児期から小・中学校まで、発達段階に応じた性教育の必要性を示している。本市における性教育の取組状況を示せ。また、教職員への研修や指導体制、外部講師による実施状況を示せ。
- ・ 「性犯罪・性暴力防止」のための教育について、令和5年度の実施率を見ると、福岡県では82.2%を超える一方、香川県では24.9%となっており、全国的に地域差が見られる。また、政令指定都市においても、京都市では100%である一方、浜松市では10%程度にとどまっている。本市における市立の教育・保育施設及び小・中学校において実施している施設数を示せ。また、その実施状況に対する市の見解を示せ。
- ・ 近年では、SNSやAI技術の進歩により、加工画像や性的画像の拡散など、子どもたちが被害者にも加害者にもなり得る深刻な問題が生じている。デジタル社会に対応した正しい知識や倫理観を育む教育が重要であると考えているが、本市では、SNSやAI技術を悪用した性被害や画像拡散等の課題をどのように認識し、情報モラル教育としてどのような指導を行っているのか示せ。

② プレコンセプションケアを含む思春期教育

- ・ 近年では、若年層を中心に、SNS等を通じた相談窓口の整備が進められている一方、実際に支援を必要としている子どもや若者が、相談窓口の存在を知らない、あるいは知っていても相談につながらないケースもあると考える。本市において、子どもや若者から寄せられる相談に対する体制をどのように整えているのか示せ。
- ・ 静岡県藤枝市では、こども計画にプレコンセプションケアを位置付け、中学生を対象とした妊娠・出産等に関する思春期講座を、教育機関と連携し実施している。プレコンセプションケアは、将来の妊娠や出産のみならず、自身の心身の健康や命の大切さを学ぶ取組として注目されており、若年期から正しい知識を身に付けることは、予期せぬ妊娠や性被害の防止、SOSを出せる力を育む観点からも重要であると考えている。本市において、プレコンセプションケアの重要性をどのように捉えているのか示せ。また、市とし

て本格的に取り組むべきと考えるが見解を示せ。さらに、学校教育や保健事業の中で、妊娠・出産、性に関する正しい知識や、自分や相手を大切にする意識を育む取組をどのように行っているのか示せ。あわせて、藤枝市のように、市と教育機関が連携した思春期講座等を実施する考えがあるのか、市の見解を示せ。

(2) ICTによる市民サービス向上について

① 誰もが利用しやすい会津コインの仕組みづくり

- ・ プレミアムポイント事業（地域内消費喚起事業）の際には、多くの市民が会津コインへ登録した一方で、登録時の金融機関口座との紐付けの段階で利用を断念したとの声を聞いている。特に、多くの高齢者が年金受給等で利用しているゆうちょ銀行やJAバンクが対応していないことも要因の一つと考える。会津コインが金融機関口座との紐付けを必須としている理由について示せ。
- ・ 会津コインは、みずほ銀行が提供するJ-Coin Payの仕組みを活用しているものと認識しているが、J-Coin PayではJAバンクとの連携も行われている。対応金融機関の拡大に向けた協議や働きかけを行っているのか示せ。また、金融機関口座との紐付けの在り方を検討し、コンビニATMや窓口での現金チャージなど、金融機関口座以外のチャージ方法を導入する考えがあるのか示せ。
- ・ 妊婦支援給付金事業では、会津コインで受け取る場合、1万円のインセンティブが上乘せされるほか、通常は申請後おおむね2か月後の振込となるところ、おおむね10営業日で給付されるなど、受け取りまでの期間も大幅に短縮されることから、会津コインでの受給者も増えていると聞いている。会津コインで受け取った給付金は地域内で消費されることとなり、地域経済の活性化という観点からも効果が期待される場所である。そこで、妊婦支援給付金など各種給付金を会津コインで受け取った方について、その後も継続して会津コインを利用しているのか、市として利用状況を把握しているのか示せ。また、一時的な受け取りにとどまらず、継続的な利用につなげるため、どのような取組を行っているのか示せ。さらに、会津コインでの受給を選択しなかった方について、その理由を把握しているのか示せ。
- ・ Pay Payをはじめとする大手コード決済や、他自治

体の「さるぼぼコイン」や「せたがやP a y」等の地域通貨では、同一アプリ間で送金機能を備えている。例えば、親から子どもへ送金し、子どもが地域通貨として利用することも可能であり、この場合、子ども自身がチャージを行う必要はない。また、大手コード決済では請求書払いにも対応している。このことにより税金や光熱費等を自宅で支払うことが可能であり、市民の利便性向上につながっている。さらに、こうした仕組みは、一般利用者のみならず、高齢者や移動に困難を抱える障がい者等への支援にもつながるものであり、福祉的な観点からも有効であると考えられる。会津コインにおいても、J - C o i n P a y で実装されている送金機能や請求書払い機能を活用し、市民サービス向上や福祉施策との連携を図るべきと考えるが、市の見解を示せ。また、J - C o i n P a y で実装されている機能のうち、会津コインにおいて利用していない機能がある理由について示せ。

② ICTを誰もがスマートに活用する取組

- ・ 政策分野35「情報通信技術」、施策2「ICTを活用した地域活力の維持・発展」における行政評価の課題には、「本市においては、多くのデジタルサービスが提供され、利便性が高まる取組が着実に増えている一方で、認知や利用が十分に拡大していないサービスも存在している」とある。デジタルデバイド対策は重要な課題であると考えられる。また、ペルソナ設定を行い、その人に合った支援の形を模索することが、多くの方への支援につながるものと考えられる。長野県伊那市では、テレビのリモコンを使って商品を注文できる「ゆうあいマーケット」を展開しており、国の交付金等を活用しながら取り組んでいる。本市においても、高齢者が使い慣れたテレビを活用した買い物支援や見守りサービスについて検討すべきと考えるが、市の見解を示せ。

③ ICT活用によるゼロカーボン推進の見える化

- ・ 令和8年4月から開始された家庭ごみ処理有料化については、市民の関心が大きい。市民との意見交換会においても、家庭ごみ処理有料化については、多くの地区で話題となった。令和8年5月19日に開催された文教厚生委員会協議会では、ごみ排出量が減少した旨の報告があった。令和7年4月の燃やせるごみの排出量が3,013トンであったのに対し、令和8年4月には2,238トンとなり、775トン、

率にして26%の削減となった。また、燃やせないごみについては、令和7年4月の217トンから、令和8年4月には115トンとなり、約47%の削減となった。一方で、資源ごみのプラスチック製品等については31%増加している。市民の関心は、家庭ごみ処理有料化が実際にごみ減量化や資源化につながっているのかという点にあると考える。ごみ排出量や資源化の状況については、ICTを活用し、毎月、市ホームページやLINE、SNS等の様々な媒体を通じて、市民に分かりやすく周知し、「見える化」を進めていくべきと考えるが、市の見解を示せ。

- ・ 本市のゼロカーボン推進に向けた取組については、インスタグラム等でも情報発信が行われているが、自ら情報を取りに行かなければ目に触れにくい面もある。今回のごみ排出量の変化だけでなく、CO₂削減に向けた各種取組や助成制度についても、より分かりやすい周知が必要であると考え。また、各種取組においてどの程度CO₂削減ができたのかを、市民が実感できるよう、ICTを活用した「見える化」を進めるべきと考えるが、市の見解を示せ。

10 議員 横山 淳（一問一答）

(1) 次期総合計画について

① スマートシティ会津若松においてAI（人工知能）が果たす役割

- ・ 政策分野35 情報通信技術においては、ICTの活用により市民の誰もが積極的にまちづくりに参加できる環境が整備され、地域の課題解決や活力の維持・発展につながるまちづくりが進められてきた。第7次総合計画の下位計画である情報化推進計画では先端技術の活用の中でAIにも触れているが、AIに特化した利活用計画などが示されていないと思われる。今後のAIの利活用に関する施策を次期総合計画に組み入れるべきだと考えるが、見解を示せ。

② ウェルビーイング（地域幸福度）指標の導入に対する考え方

- ・ ウェルビーイング指標をまちづくりの政策デザインについてどの様に取り入れるのか、また、ウェルビーイング指標に基づくまちづくりを推進するための部署やプロジェクトチーム、会議等を設置するのか示せ。
- ・ 本市独自のウェルビーイング指標を設定して、市民の地

域幸福度を測り、暮らしやすさと幸福度を示すなど、まちづくりにウェルビーイング指標を活用するための具体的な事業などは検討しているのか示せ。

(2) ベビーファースト、キッズファースト、ユースファーストの考え方について

① 「ベビーファースト宣言」の今後の展開

- ・ 本市が「ベビーファースト宣言」を行い、さらにアクションプランの見直しを行ったことは評価するが、その内容は赤ちゃんに対する支援事業にとどまらず、子どもたちや若者も含むことから、ベビーファースト宣言を改め（仮称）「ベビー・キッズ・ユース3大ファースト宣言」という全国初の宣言を行い、次期総合計画の目玉政策に位置付けるべきだと考えるが見解を示せ。

② 夜間急病センターの今後の在り方

- ・ 本市は「ベビーファースト宣言」を掲げているのだから、夜間急病センターにおける、小児科医を含む医師の配置充実を図らなければならないと考えるが見解を示せ。

(3) 有害鳥獣対策について

① 公園・施設等への影響と対策

- ・ 公園や公共施設、またはその周辺における熊の出没の実態及び熊の出没によるイベントや利用者への影響を示せ。また、出没しないようにするために講じた事前の対策を示せ。

② 中山間地域活性化

- ・ 中山間地域等直接支払事業によって、耕作放棄の発生の防止など多面的機能の確保はどのように図られてきたのか示せ。
- ・ 熊が山から下りてこないようにするための根本的な施策は中山間地域の活性化が基本であると考えが見解を示せ。
- ・ 市民や団体による里山活性化協議会のような組織設立を働きかけ、森林資源の活用による商品開発などを大学などと共同研究することは有効な取組と考えるが見解を示せ。
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、年間を通した仕事を生み出し、組合でUターン・Iターン者を受け入れて事業者派遣し、安定的な雇用と給与を確保するなどの取組を検討し、中山間地域の活性化につなげてはどうかと考えるが見解を示せ。

③ ICTの利活用

- ・ 会津大学やA i C Tコンソーシアムとの連携によって、デジタル獣マップやセンサーの活用、さらには遠隔操作可能なドローンの利活用など、本市はI C Tを活用した有害鳥獣対策を研究・検討する条件に恵まれていることから、その実装化に向けて取り組むべきである。最新のI C Tを活用した有害鳥獣対策の取組状況を示せ。

11 議 員 松 崎 新（一問一答）

(1) 自治基本条例に基づくまちづくりについて

① 望ましいまちづくりの在り方

- ・ 会津若松市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）では、会津若松市における自治の基本的な理念及び仕組みを定め、市民、議会及び市長等の果たすべき役割を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的としている。自治基本条例に基づく望ましいまちづくりの在り方の認識については、「市民の皆様が自発的かつ主体的な参画と協働により、地域における公共的課題の解決や目標の実現に向けて取り組むことが望ましい在り方であると認識しており、市といたしましては、そのために必要な情報の共有や機会の提供などの支援と仕組みづくりを進めてきたところである」と答弁している。具体的には、自治基本条例に基づくまちづくりをどのように進めてきたのか事例を示せ。
- ・ 自治基本条例の理念に基づいた地域づくりについては、企画政策部、市民部、健康福祉部、教育委員会などで様々な計画に基づくまちづくりを行っているが、令和7年6月定例会議における私の「全庁的な取組については不十分であると認識している」との問いに対し、「各部各課の取組につきましては、それぞれの分野における専門性や課題を踏まえ、地域との連携や住民参加を意識した取組として進めてきたものであり、自治基本条例の理念に合致しているものと認識しており、改めて条例の理念とまちづくりの方針等を共有し、取組を進めていく必要があると考えている」と答弁している。これまでどのように各部各課が、条例の理念とまちづくりの方針等を共有し、取組を進めてきたのかその取組の概要を示せ。

② 各地区におけるまちづくりの現状

- ・ 各地区のまちづくりの現状と特徴的な取組、成果や課題については、本市のまちづくりの現状としては、現在7地区において地域運営組織が組織され、それぞれの地域づくりビジョンに基づき、特色あるまちづくり活動が展開されていることについて認識を聞いたところ、課題については、「多くの地域で、高齢化等による活動の担い手不足や、活動資金の確保、事務局機能を含めた継続的な活動体制の構築などが課題となっており、これらにつきましては、地域課題の庁内共有に係る会議を開催するなど、庁内の関係各課で共有をしてきたところであります」と答弁している。そこで、高齢化等による活動の担い手不足や、活動資金の確保、事務局機能を含めた継続的な活動体制の構築についてどのように地域ごとに寄り添い、課題解決の取組を行ってきたのか概要を示せ。
- ・ 今後のまちづくりの方向性について、自治基本条例前文では、「私たち市民や議会、市長等が市政運営に関する情報を共有しながら、まちづくりへの主体的な参画や協働により公共的な課題の解決を図っていく」と定めている。そこで、様々な計画に基づくまちづくりを各部各課で行っているが、自治基本条例を所管する企画政策部、地域主体のまちづくりの推進を行う市民部、地域包括ケアシステムを実行する健康福祉部、地域の中で「学校のあり方懇談会」を開催している教育委員会は、自治基本条例に基づくまちづくりを行うために、会津若松市第7次総合計画と各部各課の個別計画をどのように連携し、協議、調整していくのか聞いたところ、「第7次総合計画と各分野ごとの個別計画との連携等についてであります。個別計画につきましては、市の総合的かつ計画的な運営を図るため、自治基本条例に基づき策定した総合計画の実施計画として位置づけております。各部局は、所掌に基づく個別計画を策定し、具体的な地域課題に対応しているところであり、各個別計画において、施策や事務事業についての体系や具体的な進め方などを示すことで計画的かつ効率的に施策を推進し、これにより総合計画に掲げた政策目標の達成が図られるものと考えております」との答弁であった。市民との意見交換会では、地域づくりについて意欲的な地域から次のような発言が出ている。「まちづくりの行政の縦割り組織についてですが、地域まちづくり協議会と地区社会福祉協議会を

つくることを市と社会福祉協議会の方から要請されている。地区では、二つの組織をつくることは役員の担い手の確保を含め困難です。一つの組織にしてほしいと要望をしている。」また、「社会構造が変われば、それに合わせて体制を組み直していくのは必要です。まちづくり協議会としての活動により地区が混乱しているのは、例えば防災では、危機管理課と高齢福祉課がそれぞれ活動しているが、担当課が縦割りで動くため連携が取れていない。誰がこれを組織化するのか分からない。」という意見があった。このことは、各部各課や関連団体との連携、連動が不十分である事例だと考える。こうした現状をどのように解決していくのか具体的に示せ。

- ・ 課題でもあった活動資金の確保についての具体的課題である「竹を粉末状にするために新たな機材を購入したい」「ボランティア輸送の乗用車の定員が3名なので定員を増やすために新たな自家用車を手配したい」に対する市の回答は、「協議会としての購入は可能です。ただし、単年度で市地域づくりビジョン推進事業補助金の交付限度額100万円では不足が見込まれるため、当該補助以外の助成金等の活用が考えられます」「協議会として新たな車両を調達することは可能です。ただし、現在の協議会の財政状況を踏まえると、当該事業補助金以外の補助金等の活用や企業等からの支援などを検討する必要があります」との答弁である。こうした考え方は理解できるが、協議会が求めているのは、資金は勿論のこと、行政も協議会が求める事業実現に向け一緒に汗をかくことだと思っている。そこで、この二つの事例を通しどのような解決方法があるのか示せ。

③ 今後のまちづくりの方向性

- ・ 中間支援の組織づくりに向け、どのように検討してきたのか聞いたところ、「中間支援組織につきましては、地域おこし協力隊や集落支援員と連携しながら、地域運営組織の体制強化や課題解決に向けた伴走支援を行う役割を担い、将来的には、地域運営組織の運営経験を持つ地域おこし協力隊の任務終了後の受皿の一つとなる可能性もあるものと考えております」と答弁している。今年度以降、中間支援組織にどのような人材を配置し、地域づくりを支援していくのか概要を示せ。さらにどの時期までに中間支援組織を設立し、組織運営を行っていくのか示せ。

- ・ 現時点で、地域づくり組織が設立していない地域がある。全地域での設立に向けどのように検討されているのか概要を示せ。

12 議員 小畑 匠（一問一答）

(1) 地域樹木の安全管理と木質資源の地域内循環について

① 街路樹、公共施設及び神社・寺院等を含む地域樹木の安全管理

- ・ 全国的に街路樹の老木化や倒木、落枝による事故が課題となる中、本市の街路樹及び鶴ヶ城をはじめとする公共施設、観光地等における樹木についての点検方法、点検頻度、老木・危険木の把握状況を示せ。
- ・ 神社、寺院、自治会管理地等にある樹木は、市の管理対象ではないが、倒木、落枝、道路への越境等により市民生活の安全に影響を及ぼす場合もある。こうした地域樹木の管理上の課題について、市の認識を示せ。
- ・ 街路樹、公共施設、観光地及び地域樹木の安全管理について、所有者や地域団体から倒木、落枝、道路への越境、通行支障、落ち葉処理等に関する相談があった場合、市はどのように対応しているのか示せ。
- ・ ごみ処理有料化後、神社、寺院等で発生する落ち葉、枝葉、清掃ごみについて、宗教法人等が処理する場合と、地域住民が主体となって清掃して処理する場合との区別が市民にとって分かりにくい。ボランティア清掃ごみの対象範囲や判断基準を明確にすべきと考えるが、市の見解を示せ。

② 剪定枝・伐採木等の木質資源の地域内循環

- ・ 公共施設、公園、観光地、市道等の街路樹管理に伴い発生する剪定枝、伐採木等については、どのように処分しているのか現状を示せ。
- ・ 公共施設等で発生した剪定枝、伐採木等をチップ化し、公園、遊歩道、公共施設、地域の敷材、雑草抑制対策等に活用することについて、市の考えを示せ。
- ・ 本市では、鳥獣被害対策や森林環境保全等を目的として、山林や竹林等の整備を行っている行政区、農事組合等の団体やグループに木材チップパーを貸し出している。一方、二本松市では、森林環境譲与税を活用し、道路沿いの支障木や農地の日照障害、有害鳥獣対策による放置樹木の伐採を行う団体に樹木粉碎機を無料で貸し出している。本市にお

いても、街路樹、公共施設、観光地、神社、寺院、自治会管理地等の地域樹木から発生する剪定枝や伐採木の処理においても、木材チップを貸し出しできるように、利用目的や貸出対象の見直しを検討すべきと考えるが、市の見解を示せ。

- ・ 剪定枝等の処分費の縮減、環境負荷の軽減、地域内資源循環の観点から、木質資源の地域内での利活用を進めるための課題と可能性を示せ。

(2) 自転車取締り強化に整合した市道環境の安全対策について

① 交通反則通告制度導入に伴う市民生活への影響

- ・ 自転車の交通反則通告制度の導入により、自転車利用者には、車道左側通行や歩道通行の制限など、より厳格なルール遵守が求められることとなった。市では制度導入が市民生活や道路利用に与える影響をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 自転車利用者に対してルール遵守を求める一方で、市民の日常生活における移動手段としての自転車利用を過度に萎縮させないため、分かりやすい自転車運転ルールの周知や啓発が必要と考えるが、市の見解を示せ。

② 市道における自転車通行環境の現状と課題

- ・ 自転車は車道左側通行が原則とされる一方、交通量が多い道路や路肩が狭い道路では、自転車利用者と自動車運転者の双方に危険や負担が生じる場合がある。本市の市道における自転車通行環境の現状と課題を示せ。
- ・ 県道と市道で路面表示等の整備状況に差があると利用者にとって分かりにくい状況が生じる。県道、市道にかかわらない連続した自転車通行環境の整備について、市の認識を示せ。
- ・ 自転車利用者が安全に道路を通行できる環境を整えるため、交通量が多い道路や路肩が狭い道路など、地域の道路実態を警察及び県と共有し、必要に応じて市道における自転車通行帯を示す路面表示、注意喚起、危険箇所対策を実施すべきと考えるが、市の見解を示せ。

③ 自転車通学及び来訪者利用を踏まえた安全対策

- ・ 自転車通学に関する危険箇所について、中学校、高等学校、教育委員会等から報告があった場合、市はどのような手順で現地確認を行い、道路管理者、警察、学校等の関係機関と情報を共有し、改善対応につなげているのか示せ。

- ・ 観光客を含む来訪者についても、本市の道路事情や自転車通行ルールを十分に理解しないまま自転車を利用することが想定される。来訪者に対する分かりやすい自転車運転に関するルールの周知と安全対策について、市の見解を示せ。
- ・ 通学路、生活道路、観光地周辺など、自転車、歩行者、自動車が交錯しやすい箇所について、事故防止の観点から優先的に点検し、路面表示、注意喚起看板、交差点部の安全対策、見通し改善などの対策を進めるべきと考えるが、市の見解を示せ。

13 議員 渡部 認（一問一答）

(1) 本市の高齢化対策の現状と健康づくりの課題について

① 高齢者世帯の推移と今後の課題認識

- ・ 本市の一人暮らしの高齢者を含む高齢者世帯数に対する認識と過去10年程度の全世帯に占める割合を示し、最近の傾向と今後の予想値を示せ。
- ・ 高齢者世帯からは生活する上でどのような困りごとが寄せられているのか具体的に示せ。その上で行政サービスの中で支援できている内容と実績を示せ。
- ・ 今後の高齢化の進行による本市の課題認識と新たに必要となる共助・公助の仕組みづくりについて市の考え方と取組方針を示せ。

② 高齢者の健康維持に対する市の取組

- ・ 高齢者を対象とした健康診査の実績と受診機会を増やすための取組状況について市の見解を示せ。
- ・ 健康寿命の延伸のために市が行っている高齢者向けの健康維持対策を具体的に示し、その成果と今後の課題を示せ。
- ・ 市民の男女別平均寿命と100歳以上高齢者の推移を示し、家庭環境や食生活等を含めて健康維持の手法に特徴があれば示せ。

③ 孤立死に対する市の認識と対策

- ・ 内閣府は令和7年において孤立死をした人数が全国で2万2,222人だったとの推計を公表しているが、このことに対する認識と孤立死の定義について見解を示せ。
- ・ 市孤立死防止等対策連携会議における市の役割と活動内容を示し、協力事業所からの孤立死につながる兆候の通報件数を具体的に示せ。

- ・ 本市において孤立死と推定される男女の割合と過去10年程度の年齢階級別の特徴と傾向を示せ。
 - ・ 孤立死の要因はどのように捉えているのか示せ。その上で、市の防止策に対する取組状況について事例を挙げて見解を示せ。
- ④ 健康づくり推進条例の市民理解と具体的な成果目標
- ・ 令和7年9月30日に施行された健康づくり推進条例だが、市長は「若松に住めば健康になる」と思ってもらえる条例にしていきたいと期待感を示したが、その後の取組状況を具体的に示せ。
 - ・ 条例をきっかけに各分野の連携の在り方について議論された条例制定記念シンポジウムの開催後、市民理解はどの程度広がりを見せていると認識しているのか見解を示せ。
 - ・ 今後の取組の中で、高齢者の健康促進にどのような機会や事業展開が求められているのか見解を示せ。その上で条例の成果目標をどのように捉えているのか示せ。
- (2) 観光施設事業特別会計と財源確保に向けた取組について
- ① 観光施設事業特別会計の在り方と使途の考え方
- ・ 観光施設事業特別会計の目的とここ数年の収支状況を示し、今後の事業予定や予算計上の考え方を具体的に示せ。
 - ・ ここ数年に支出された主な使途と支出額を示せ。また、時代に合った事業を行うために、特別会計収支の在り方を再検討すべき時期に来ていると考えるが市の見解を示せ。
- ② 今後の鶴ヶ城の維持管理及び活用の方向性
- ・ 再建されて61年目を迎えた鶴ヶ城だが、天守閣を含めた鶴ヶ城公園の維持管理の現状と今後の課題について見解を示せ。また、課題解決に向けた具体策があれば認識を示せ。
 - ・ 文化的価値の高い史跡若松城跡全体の現在までの活用方法と保存管理の在り方をどのように捉え、さらに今後どのように活用し保存すべきと考えているのか見解を示せ。
 - ・ 史跡若松城内施設長寿命化計画の進捗状況と今後の事業見通しを具体的に示せ。
- ③ 鶴ヶ城天守閣の入場料改定に向けた取組状況
- ・ 再建以来からの天守閣入場料の改定時期と改定額を示せ。また、その改定額となった理由と改定後の入場者数への影響をどのように認識しているのか示せ。
 - ・ 県外にある同様の天守閣の入場料をどのように調査研究しているのか具体的に示せ。その上で、現時点で鶴ヶ城天

守閣入場料の改定時期をいつ頃と見込んで取り組んでいるのか見解を示せ。

- ・ 天守閣の入場料を改定する上で料金算定の根拠となる要素をどのように捉えているのか見解を示せ。
- ・ 比較できる市内の各入場施設における最近の入場料改定の動きを市としてどのように捉えているのか示せ。また、改定前と比較してどの程度の上昇率になると分析しているのか認識を示せ。
- ・ 入場料の改定に伴う旅行代理店やその他の関係機関等への周知期間はどの程度必要だと考えているのか認識を示せ。

14 議員 村澤 智（一問一答）

(1) スマートフォン依存が子ども達に与える影響と対策の必要性について

① 幼児期のスマートフォン利用に関する影響と課題

- ・ 近年、幼児期からスマートフォンに触れる子どもは増加しており、こども家庭庁の調査や民間調査では、2歳から5歳までの幼児の約6割がスマートフォンを利用しているとの報告もあり、家庭内での利用が日常化している。しかし、幼児期は脳の発達が著しい時期であり、長時間のデジタル機器利用が言語発達・社会性・睡眠・視力などに影響を及ぼす可能性が指摘されている。発達段階にある幼児へスマートフォン等のデジタル機器の長時間利用がどのような影響を及ぼすと考えているのか見解を示せ。
- ・ 福島県立医科大学ふくしま子ども・女性医療支援センターが作成した「メディアから子どもを守りましょう」というポスターが市内の医療機関に掲示されていた。幼児期の過度なメディア接触が発達に及ぼす影響について、医療の専門機関が強い危機感を持って周知を行っていることが示されている。本市において、妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目ない支援を行う中で、幼児期のスマートフォン等のデジタル機器の利用が発達に与える影響について、市はどのような周知や指導を行っているのか示せ。
- ・ 今後も、スマートフォンの利用は家庭環境や保護者の働き方の変化により、更に増加することが予想される。スマートフォンやタブレット端末などのデジタル機器を長時間利用することで、前頭葉の発達に影響を及ぼし、注意力の低下や衝動性の増加、言語発達の遅れなどが生じる可能性

が指摘されていることなどを具体的に示すなど、市は保護者に対して周知の強化に取り組むべきと考えるが認識を示せ。

② 小・中学生のスマートフォン利用に関する影響と課題

- ・ 小学生においても、スマートフォンやタブレット端末の利用が急速に広がっている。国内外の研究では、長時間のスマートフォン利用が、学力の低下、注意力の低下、睡眠不足、読解力の低下、学習習慣の乱れなど、学習面に様々な影響を及ぼす可能性が指摘されている。特に、前頭葉の発達が続く小学生期においては、過度なデジタル機器利用が集中力や自己コントロールの発達に影響することが懸念されている。本市の小学校においても、スマートフォン等の利用が児童の学習態度や生活習慣、授業への集中、友人関係、更には不登校傾向などにどのような影響を及ぼしていると考えられるのか示せ。また、学校現場における現状や課題について示せ。
- ・ 大手通信事業者の調査機関によると、中学生のスマートフォン等の所有率は中学3年生で9割を超えるとされている。これは、ほぼ全ての中学生がスマートフォン等を日常的に利用していることを意味する。本市の中学校におけるスマートフォン等のデジタル機器の所有状況について、現状と課題を示せ。
- ・ 文部科学省は、各都道府県・政令指定都市教育委員会の教育長等に向けて、「学校における携帯電話の取扱い等について」通知を出している。内容は、中学校におけるスマートフォン等の持込みについて教育委員会や学校が持込みを認める場合、生徒と学校が協力してルールを作るなど一定の条件を満たすことを求めている。また、スマートフォン等を「学校における教育活動に直接必要のない物」と位置付けている。通知では、中学校では持ち込みを原則禁止としつつ、例外的に認める場合には、次の4項目のような一定の条件を満たすべきとしている。①生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。②学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。③フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。④携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家

庭において適切に行われていること。の4項目である。本市の中学校において、これらの条件を踏まえたスマートフォン等の利用ルールを具体的に設定している中学校はあるのか示せ。また、もし未整備であれば、各中学校において、ルールを設定する必要があると考えるが認識を示せ。

- ・ 他自治体では、スマートフォン等の学校への持込みについて、家庭から申請書の提出を求めるケースが増えている。申請書には、使用方法に関する保護者の承諾に加え、学校内でスマートフォン等が紛失、故障した場合や、他の児童が原因で破損した場合などについて、学校は責任を負いかねる旨の記載がある。学校内での利用ルールの設定と併せて、保護者の責任を明確にする申請書の取組を導入する必要があると考えるが認識を示せ。

③ 家庭内のスマートフォン利用ルールの確立と家庭の役割

- ・ スマートフォンの利用は、学校だけでなく家庭内でも急速に広がっており、その利用状況が子どもの生活全体に影響を及ぼしていることが指摘されている。家庭内でのスマートフォンの利用実態を把握しているのか示せ。
- ・ スマートフォンの利用については、家庭内でどのように利用制限を設定するかが最も重要であると考え。そのため、家庭内においては、就寝後はスマートフォンを親が預かることや、利用時間を事前に決めるなど、具体的な利用制限を設けることが効果的とされている。家庭内でのスマートフォンの利用制限の必要性をどのように認識しているのか示せ。また、保護者が適切な利用制限を設定できるよう、フィルタリング機能の周知等が必要と考えるが認識を示せ。

④ スマートフォン等の適正使用を推進するための行政の役割

- ・ 愛知県豊明市では、家庭内でのスマートフォン利用に関するルールづくりを促し、子どもの健全育成を目的として、令和7年10月に「スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」が施行された。この条例では、夜間の利用制限や、家庭内でのスマートフォンの使い方について保護者と子どもが話し合い、適切なルールを設定することを推奨している。この条例は、スマートフォンの長時間利用が睡眠不足や生活リズムの乱れ、学習意欲の低下、SNSトラブルの増加などにつながるという課題を踏まえ、家庭が主体的に利用ルールを整えることの重要性を明確に示している。

愛知県豊明市で制定されたスマートフォン等の適正使用の推進に関する条例についてどのように受け止めているのか見解を示せ。

- ・ 子どもの健全な生活習慣を守るためには、まず市民への適切な情報提供を行い、家庭・学校・地域が共通認識を持つことが不可欠であると考え。今後、子どものスマートフォン等の適正使用を推進するため、まずは現状と課題に関する市民への情報提供と啓発活動の強化に取り組む必要があると考えるが認識を示せ。
- ・ 子どものスマートフォン等の適正使用を推進するためには、学校や家庭任せにするのではなく、市として一定の方向性を示す条例の制定を検討することが必要であると考え。条例は強制力を目的とするものではなく、市民が共通認識を持ち、家庭・学校・地域が協力して子どもを守るための「指針」としての役割を果たすものである。そこで、子どものスマートフォン等の適正使用を推進するため、条例化を視野に入れた検討を進めるべきと考えるが認識を示せ。

(2) 今後、屋内運動施設に設置される空調設備の在り方について

① 将来にわたって利用可能な空調設備の必要性

- ・ 屋内運動施設に設置される空調設備については、近年の気温上昇により屋内運動施設における熱中症リスクが高まっているため、利用者の安全確保の観点から整備が求められている。そのため、各施設の規模や利用形態に応じて、どのような空調方式が適切であるのか、導入コストや維持管理費、効果など、各種空調設備の特性を整理した上で最適な整備方針の検討が重要である。令和8年度、学校屋内運動場空調施設整備事業として、整備方針の策定を進めているが、屋内運動施設における空調設備の在り方と将来にわたって利用可能な空調設備の必要性、そして屋内運動施設で採用される各種空調設備の特徴について認識を示せ。
- ・ 避難所など防災拠点として指定されている屋内運動施設における空調設備の在り方については、災害時において安全で快適な避難環境の確保が重要な課題となっているが、該当する屋内運動施設の空調設備の整備方針について認識を示せ。
- ・ 屋内運動施設における空調設備の導入を検討するためには、実際に施設を利用する各種団体や市民の要望を的確に

把握することが不可欠と考える。利用者がどのような環境を求め、どのような課題を感じているのかを把握するために、アンケート調査や聞き取りなどが必要である。こうした利用者の声を丁寧に把握することは、空調設備の在り方を検討する上で重要であり、将来にわたって利用しやすい施設づくりにつながるものと考え、聞き取りの必要性について認識を示せ。

- ・ 近年、屋内運動施設における空調設備の必要性が高まる中で、床面からの輻射によって室内温度を調整する床輻射空調は気流による不快感が少なく、広い空間でも均一な温熱環境を確保できるなどの利点を有している。こうした特徴を踏まえ、屋内運動施設や避難所としての体育館において、床輻射空調がどの程度有効であるのか示せ。また、床輻射空調の設置についても整備方針の一つとして検討すべきと考えるが認識を示せ。

15 議員 大竹俊哉（一問一答）

(1) 人口が減り続けていく中での今後のまちづくりについて

① 人口を減らさないためにこれまで取り組んできた各施策の総括

- ・ 少子化対策としてこれまで取り組んできた市独自の特徴のある子育て支援策を示し、それらの成果と課題を示せ。
- ・ U I J ターン施策の成果と課題を示すとともに、今後はどうのように取り組むのか示せ。
- ・ 市はこれまで植物工場やコールセンター等に向けた奨励策を用意する等、特徴ある企業立地策に取り組んできたが、植物工場やコールセンター等の現状に対する認識と今後の見通しを示せ。また、これまで取り組んできた企業誘致策は、若年層の就労に実質的に結びついているのか現状に対する認識と課題を示せ。
- ・ 会津若松市スマートシティ A i C T（以下「アイクト」という。）は、中心市街地の交流人口増等の効果が期待されることから市長の肝いりで始まった事業であると認識する。就労人数や入居数が計画値と乖離している現状に対する認識と今後の運営見通しを示せ。
- ・ 県立病院跡地整備事業を検討するにあたっては、市民と合意形成を図りながら進めてきた経緯があり、議会としても市民の意向に寄り添う形で予算決算審査を通して共に歩

んできたものと認識する。しかしながら、合意形成の前提条件には、収益施設との一体的整備が計画に盛り込まれていないと指摘する市民も多い。前提条件が崩れ、意向調査時から出生者数が大幅に減っている現実を真摯に受け止めれば、内容についてもう一度考え直すべきである。3月に県立病院跡地利活用事業者が小学生・未就学児童を持つ保護者に対して行ったアンケートだけでは不十分であると考えことから、市内在住の若年層を対象に今一度現在の計画に対するアンケート調査を実施すべきと考えるが見解を示せ。

- ・ 令和7年10月1日から10月15日にかけて民間事業者に対して行った市場調査では、6者から非常に関心がある、または関心があるとの回答が得られているが、その後の社会情勢を受けての意向の変化はないのかどうか、関心を示した民間業者との交渉状況を示せ。
- ・ 県立病院跡地で進めている子どもの屋内遊び場や子育て支援施設の整備は、悪天候時や炎天下でも子ども達が室内で自由に遊べるとともに保護者へのサポート機能も期待できるが、一方で本市の出生率や出生数が間違いなく向上するといった少子化対策としてのエビデンスが取れなければ事業に本格着手すべきでないと考え。出生率、出生者数が施設整備によってどの程度向上すると予測しているのかそれぞれの予測値と根拠を示せ。
- ・ ホルムズ海峡封鎖以前より我が国の工事費は高騰しており、3カ月単位で10%以上ずつ高くなる工種もあり今後も工事費は上がり続けることが予想されている。令和10年5月に供用開始予定の県立病院跡地の子どもの屋内遊び場施設であるが、現状を鑑みるに、設計・建築費26億3,395万円、15年間の経費を含む維持管理・運営費24億8,655万円、合計51億2,050万円では最早整備は困難な状況に陥っていると判断せざるを得ない。令和7年12月に締結した公共施設設計・建設工事請負契約における契約金額内での整備は可能であるか見解を示せ。

② 人口減に則したまちづくり

- ・ 第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは令和2年3月に策定・公表されたが、ビジョンに示された計画値からは既に相当乖離している。これまでの人口動

態から推計した場合、市民の公共施設に対するニーズは人口に比例することから逡減していくことが予想され、また、高齢化などによって加速度的に減少していくことは明らかであり、費用対効果の面から公共施設の統廃合を図るべきと考える。令和8年5月7日に供用開始された市民協働プラザは、ランニングコストの削減につながることや団体間の連携強化の面から高く評価しているが、将来的には公民館機能をコミュニティセンターへ移管することや、上下水道局、市役所栄町第一庁舎を本庁舎へ統合していくことも考えていかなければならない時期に来ているものと考え。令和9年度から始まる次期会津若松市公共施設再編プランにおいては、教育施設や社会インフラもその対象に組み込み、AIを活用して客観的に評価を下し、公共施設や学校施設を順次統廃合、さらには解体していくべきと考えるが見解を示せ。

- ・ 公務員天国といわれる我が国であるが、人口に対する公務員の比率は8～9%とOECD諸国の中では最低レベルの低さであり、公務員の過重労働が社会問題化しつつあるのが現状である。しかしながら、市の人口が今後も減っていけば、自ずと市の職員数も減らさざるを得ず、増え続ける業務と減り続ける人員の問題の解消は急務であり業務内容の大幅な見直しが求められている。市職員の負担を抑えるためには少なくとも土日祝祭日のイベント運営から解放すべきと考えるが、例えば地産地消まつりは会津若松市公設地方卸売市場に委託して市場で行う、ものづくりフェアは商工会議所、健康まつりは総合病院や医師会、環境フェスタは廃棄物処理に関する組合といった具合に委託が可能と思えるイベントは民間企業・団体をお願いすべきと考える。市が主催、あるいは実質的な主体者となっているイベントの委託について総合的な視点から見解を示せ。
- ・ 事務事業の総量が減らなければ目先の仕組みを多少変えても意味を成さない。行政評価をAIに任せ、一定の基準に満たない事務事業については法定業務以外は一旦廃止すべきと考えるが、行政評価をAIで行うことへの見解を示せ。

③ 若年層がこれ以上減らないようにするためのまちづくり

- ・ 人口減少対策としての企業誘致策はまさに王道といえるが、若年層の就労場所を確保するためにはやみくもに声を

掛けるのではなくターゲットを絞り込まなければならない。今後新たに作られる工場は、縫製工場や冷凍カット野菜の工場、米菓・洋菓子工場といった労働集約型の工場や企業が望ましく、企業への奨励金を上乘せしてでも誘致すべきと考える。このようにメリハリの利いた政策誘導が必要と考えるが、GX戦略地域として脱炭素産業クラスターを目指す中で（仮称）会津若松市新工業団地基本計画をどのように人口増に結び付けていくのか具体案を示せ。

- ・ 「既存企業、工場への会津若松市の支援策は分かりにくかったり、使い勝手が他自治体と比べ思うようにならない。事業拡張しようとしても躊躇してしまう。」という声が一部の企業から聞こえてくる。郡山市では企業立地促進事業として増設移転をする地元企業を対象とした補助制度があり、千葉県山武市では市外からの新規進出だけでなく、市内にすでにある工場や事業所を「拡張・移転」する場合には企業立地奨励金や雇用促進奨励金を交付し、地元の産業基盤の拡大を担保するなど、全国では事業拡張補助制度を設け地元企業の保護と育成に注力している自治体が増えてきている。本社が市内にある地元企業や既存企業が、工場や倉庫を増設したり販路拡大などで事業を拡張する際に行っている本市の支援策を示せ。また、事業拡張補助制度の必要性に対する認識および対象とする事業や支援額の拡充に対しての見解を示せ。
- ・ 会津大学の近くに（仮称）Newアイクトを整備して移転していただき、現在アイクトとして利用している建物内に屋内遊び場や子育て支援の複合施設を整備すれば、中心市街地の活性化にもつながるしアイクトの運営にあたって生じる将来的な負担も回避できる。また、イニシャルコストの低減から市の財政負担も抑えることができ、さらには白紙とした県立病院跡地には、県立博物館を誘致した時の事業手法に倣い、跡地を県に無償貸与し、県立武道館をあらためて誘致することも可能となる。これまでのまちづくりに関する事業計画を見直し、子育て支援策を起点とした新たなまちづくりに仕切り直すことへの見解を示せ。
- ・ 人口減少の歯止め策は、子育て支援策の拡充や就労場所の確保だけではなく、学びの場、即ち大学、短期大学、各種専修専門学校の誘致も有効手段の一つであることをこれまで議場で何度も訴えて来た。本市には、就職率が高く世

界に貢献する人材を育てている会津大学があるが、これまでの研究成果や人脈を活かすために総合大学を目指すべきという意見や、医学部、農学部を増設して医療、農業のDX研究を行うべきだとの意見もある。コンピューター専門の唯一の単科大学であることをアピールポイントにしている会津大学は、創設理念が対世界であることから簡単に路線変更はできないかもしれないが、若者が学ぶ場は多ければ多いほど地域の可能性は広がる。会津大学に対し、総合大学への転身や学部を増設するよう、働きかける気はあるか見解を示せ。

- ・ 文部科学省は、今後の地方創生の鍵になるとして、高度専門士の称号や資格が取得できる4年制学科の専門学校の地方での開設に力を入れて取り組んできており、また、一度社会に出た若人がニーズに合わせた教育を受け直す社会人教育としてのリカレント教育の場としての各種の専修専門学校の地方開設に期待を寄せている。本市はスマートシティとしてICT関連の潜在労働力人口も多く、研究も進んでいることから、高いスキルや最先端の知識が必要と言われるWebデザインやAIの専門学校を誘致してスマートシティを担う若者の定着や外部からの人材流入などに意を用いるべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 会津地方には観光施設が多く、また、一時期には人口一人当たりの飲み屋さんの件数が沖縄に次いで全国で2位であったといわれたぐらい飲食店の数も多かったと認識する。それに伴い料理人、調理師の需要は昔から高い地域といわれてきたが、現在では市内の飲食店では調理人不足に悩むお店や後継者の不在に苦しむ老舗店舗が多くなってきている。会津は藩政時代よりグルメなまちであったといわれており、独自の食文化を発展させてきた食の都であることから、食を目的にした国内旅行者やインバウンド客も多く、食文化を守り発展させていく必要があると考える。調理師・栄養士の専門学校を誘致、あるいは設立支援して若者の人口流入を図りながらグルメなまちづくりに取り組むべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 議会が行っている市民との意見交換会で必ずといってよいほどご意見を頂戴するのが区長会を始めとした各種団体の役員の成り手不足、高齢化であり、市からの支援を求める声が多い。人口が減り続けていく中においても、地域コ

コミュニティーは守っていかなければならないが、本市の高齢化やコミュニティーへの帰属意識の低下は加速度的に進んでおり、時間的猶予がない地区もあるように見受けられる。市民からは、現在報酬が発生していない各種団体の役員に対し、有償ボランティアとして町内会の会計の中から報酬を支払ってはどうかとの意見もあるが、制度上可能であるか見解を示せ。また、市民からの評価が上がりつつある、つながりづくりポイント事業や会津コイン事業と連携を図って報酬を支払ってはどうかと考えるがその可能性について認識を示せ。

- これまでの市民との意見交換会や議会モニターから寄せられてくる声の中には、帰郷する要因の一つに地元の思い出、特にお祭りでの楽しい思い出が望郷の念と絡み合って帰って来るきっかけとなったという意見がある。また、地域づくりについて意見を伺ったところ、地域でのお祭りや祭礼行事を復活させたことが契機となって地域コミュニティーが復活した事例や、コロナ禍で下火になってしまった地域のお祭りや祭礼事業を復活させたいという声が非常に多く強い熱意を感じる。Uターン者や関係人口を増やしていくためには、地域でのお祭りやお日市などの祭礼行事を盛り上げていくのが急がば回れの有効策であると考えているが、下火になってしまっている地域のお祭りを往時の様にしていくためには公的な手助けが必要である。お祭りや祭礼行事に対する資金的支援制度は、国、県、市、各種助成基金、財団などで様々なメニューがあり、盆踊りのやぐら組み立ての補助や御神輿購入の補助など多様なメニューが用意されているが、申請手続きや清算業務のハードルが高く、一般市民ではたどり着けないとの意見も多い。地域コミュニティーを地域のお祭りや祭礼行事を通して復活させるため、申請手続きや清算業務をサポートすべきと考えるが市および他団体へ補助申請する際のサポート体制を示し、今後どのように体制を強化していくのか考えを示せ。
- 地域のお祭りを行う際には昔でいうところの世話人が必要となってくると考えるが、地域おこし協力隊のような地域の人材育成に関する支援策について示すとともに、市単独で使い勝手が良く、物価高騰に対応した金額での補助をしていくべきと考えるが見解を示せ。

16 議員 平田久美（一問一答）

(1) 未来につなぐひとづくりについて

① 子どもと子育て家庭を支える地域づくり

- ・ 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭が抱える課題は複雑化・多様化している。最近の小学校では、人間関係、家庭環境など、様々な課題を抱え込み不登校や学業に専念できない児童が増えていると認識する。また、家庭内の問題として保護者がどこにも相談できていないケースも多く、事態が深刻になってから表面化している。教員の働き方改革や業務の多忙化から、子どもに毎日接している教師も変化に気づきにくくなっており、教職員だけで対応するのが難しいケースも増えている。また、保護者の中には、児童相談所などの専門機関に対して心理的なハードルを感じる方もおり、相談すると大ごとになるのではないかと不安を抱える声もある。本市には既に各種の相談窓口や専門職が配置されているが、保護者が大ごとになるのではないかと身構えることなく、ちょっとした困りごとを日常の延長線上で吐き出せるよう、更に敷居を下げる工夫が必要だと考える。児童相談所等につながる前段階において、学校・福祉・子育て支援など関係機関が連携しながら、家庭を支えていく体制強化が重要であると考えるが、市の見解を示せ。
- ・ また、本市では令和8年4月からモデル校3校で学校スクリーニングを実施するところであり、子どもの変化を早期に把握し、支援につなげる取組も進められようとしている。学校現場では、子どもや家庭の変化に気づいても、「どのケースを、どこへ、どのようになんとつなげればいいのか分からない」といった状況もあると考える。必要な支援へ円滑につなげられるよう、支援の流れや役割分担を整理し、誰がどのようにつなぐのかを分かりやすくした仕組みづくりが重要であると考えるが、市の認識を示せ。
- ・ スクールソーシャルワーカーや教育相談員については、人数を増やしてきた経緯があるものの、学校に常時配置されているわけではなく、来校時に相談する形となっているため、「いつでも気軽に相談できる体制」とは言い難い状況もあると考える。学校現場や保護者、児童・生徒の相談ニーズに対し、現在の配置で十分に応えられているのか、市の認識を示せ。あわせて、今後どのような配置計画や体

制強化の考えを持って、相談しやすい環境づくりを進めていくのか示せ。

② 安心・安全な妊娠、出産への支援

- ・ 国においては、骨太の方針やこども未来戦略において、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援の重要性が示されており、特に産後ケア事業の充実や伴走型相談支援、孤立防止に向けたアウトリーチ支援の強化が進められている。この背景には、産後うつや育児不安、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭が孤立しやすい状況がある中で、支援を必要としながらも自ら相談につなげられない家庭への対応が重要視されていることがある。本市においても、産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業、相談窓口、訪問支援など様々な支援策が実施されているが、一方で子育て世帯からは、「どのような支援があるのか分からない」「気軽に相談してくださいと言われても、この程度で相談していいのか迷ってしまう」といった声が聞かれている。特に産後は、心身ともに不安定になりやすく、悩みを抱えていても自ら支援につながるのが難しい時期である。そのため、単に制度を用意するだけではなく、必要な人に情報が届いているか、また、気軽に相談できると感じられる環境づくりが重要であると考え。行政評価においては、妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応するため、こども家庭センターにおける情報の共有や関係機関との連携や強化に継続して取り組むとともに、相談しやすい環境の整備及び切れ目のない支援の提供に努めるとしているが、現在の支援体制における課題をどのように認識しているのか。また、今後どのように支援強化を図っていくのか示せ。
- ・ 様々な制度を整備していても、この程度で相談してよいのかと悩み、支援につなげられない保護者や、支援を求める一歩を踏み出せずにいる保護者もいることから、重要なのは制度を作るだけではなく、悩みを抱えた方が自然につながれる仕組みをどう作るかだと考える。本市として、現在の取組に加え、待つ支援から一歩進め、アウトリーチや交流の場づくりを含めた、相談しやすい環境づくりが必要と考えるが、支援強化をどのように進めていくのか示せ。

③ 親支援・学びの機会の充実

- ・ 親がさまざまな知識を身につけることこそが、子どもの

未来を大きく左右すると考えている。家庭は子どもにとって最初の社会であり、最大の教育環境である。子どもの健やかな成長を支えるためには、子どもへの支援だけでなく、保護者自身を支える視点が重要である。例えば、金融リテラシーや社会保障制度、家計管理など、暮らしを支える知識を学ぶことは、保護者の不安軽減や将来に向けた備えや対策を考えるきっかけにもなり、結果として子どもの育つ環境にも良い影響を与えるものと考えられる。しかし、現在の親世代は仕事や育児に追われ、必要な知識を学ぶ時間的・精神的余裕を奪われているのが現状であると考えられる。子どもの健やかな成長を支える土台として、保護者が生活や子育てに必要な知識・情報を学べる環境を整えることは、本市の未来への投資として重要であると考えられる。現在実施されているPTA研修会（子育て応援講座）について、参加者の声やアンケート結果、保護者同士のつながりづくりなどを含め、どのような成果があり、また、どのような課題があるのか示せ。

- ・ 仕事や子育てなどにより、講座等への参加が難しい家庭に対し、参加しやすい環境づくりが重要であると考えられる。オンラインの活用や託児の充実、他部局との連携に加え、必要な家庭へどのように周知し、参加につなげていくのか示せ。

④ こども誰でも通園制度

- ・ 第一子の子育ての初期段階においては、家庭の中で一日中、子どもと向き合いながら過ごす保護者も少なくない。こうした状況は、育児不安や孤立感を深める要因の一つとも言われており、深刻な場合には児童虐待につながることも懸念されている。だからこそ、保護者が育児に悩みや限界を感じた時に、外に出れば話を聞いてくれる人がいる、気軽に頼れる場所がある、と感じられる地域社会をつくっていくことが重要であると考えられる。令和8年4月から本格実施となった、保護者の就労要件を問わず、時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」は、孤立しがちな子育て家庭を地域とつなぐ重要な取組であると考えられる。令和8年4月の制度開始から5月末時点までの認定状況と利用状況を示すとともに、利用者からはどのような意見や声が寄せられているのか示せ。また、寄せられた利用者の声を、今後どのように生かしていく考えか示せ。

- ・ 施設側においては、受入体制の確保や保育士等の人員確保、既存業務との調整など、運営面における様々な課題があると考えますが、現場からは現在どのような意見や課題認識が寄せられているのか示せ。
- ⑤ 主体的な学びを育む探究的な学びの推進
- ・ これからの予測困難な時代を生きる子どもたちにとって、自ら問いを立て、情報を集めて分析し、自分なりの答えを導き出す探究的な学びは、最も必要とされる教育の一つである。現在、各学校においては、総合的な学習の時間などを活用し、それぞれの地域や学校の特色に応じた探究的な学習が進められているところであり、この取組は、子どもたちが正解のない問いに対して自ら考え、行動し、結果を出すという大変貴重なプロセスを経験することができ、教育の質の向上において極めて重要な役割を果たしていると考えます。子どもたちが生き生きと学び、これからの社会を生き抜く力を育むためには、探究的な学びを更に充実させ、より一層推進していくことが重要であると考えますが、本市において、探究的な学びをどのように位置付けているのか見解を示せ。また、現在、各学校においてどのような探究的な学びが行われているのか、特徴的な取組事例を示すとともに、教育委員会として学校への支援をどのように行っているのか示せ。さらに、現時点で認識している成果と課題について示せ。
 - ・ コーディネーターなどの力を活用しながら、子どもたちが自ら考え、社会と関わり、結果を導き出すまでのプロセスを経験することは、主体性の育成や自己肯定感の向上につながるものと考えます。探究的な学びを推進する上で、地域や外部人材をつなぐコーディネーターを配置することについての見解を示せ。
- ⑥ 第3次会津若松市食育推進計画
- ・ 食を取り巻く環境は大きく変化しており、便利で多様な食の選択が可能となった一方で、朝食を食べなかったり、栄養バランスの偏りなど、食習慣の乱れが課題となっている。また、食文化の継承の希薄化や、環境に配慮した食の在り方など、新たな視点も求められている。第3次会津若松市食育推進計画においても、これまでの取組を継承しながら、市民一人一人が正しい知識を身につけ、食の選択力を高め、日常生活の中で実践できる食育を推進していくこ

と、更にはライフコースアプローチの視点に立ち、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない食育を展開していくことが示されている。第3次会津若松市食育推進計画の策定に当たり、第2次会津若松市食育推進計画の取組について、どのような成果と課題を総括しているのか示せ。また、その総括を踏まえ、第3次会津若松市食育推進計画ではどのような視点や重点項目をもって策定を進めたのか示せ。

- ・ 食品添加物や加工食品、農薬など、食の安全性に対する関心が高まっている。特に、子どもの食生活については、できるだけ自然なものを選びたいと多くの親は思っており、食の選択について正しい知識を身に付けたいと考える家庭も増えている。第3次会津若松市食育推進計画では、栄養バランスや朝食摂取、食文化の継承などの視点は示されているものの、食品添加物や加工食品との向き合い方など、食品の選択に関する具体的な視点については大きく触れられていない。一方で、保護者の間では、食品添加物や残留農薬など、食の安全性への関心も高まっていると感じている。国の方針や基準との整合を図る必要があることは理解するが、本市として、食の安全性や食品を選ぶ力について学べるよう、取組を充実させるべきと考えるが見解を示せ。

⑦ オーガニック給食の実現に向けて

- ・ 世界的な情勢不安や円安に伴い、化学肥料や農薬の原料となる海外からの輸入資材が高騰、あるいは供給がストップする可能性が日々高まりつつあるが、これら海外依存からの脱却を図り、持続可能な地域農業を確立するためにも、環境負荷を減らす有機農業や特別栽培への転換を市が先頭に立って進めていくことが必要であり、市民の食料安全保障の観点からも極めて重要な考え方と認識する。目指すべきは、慣行農業と有機農業の対立ではなく、共生であり、化学肥料や農薬を適正に管理しつつ、さらに、環境負荷の少ない特別栽培や有機農業という選択肢を広げていくことが、持続可能な農業であると考えている。しかしながら、有機野菜や有機米の流通量と価格がネックとなり、本市においても有機農業の生産者は頭打ちとなっている。これまで、学校での使用を強く求めてきた経緯があるが、供給量や価格面などが導入に向けた課題となってきた。そこで、一飛びに完全な有機栽培を目指すのではなく、まずは特別栽培から間口を広げることで、有機農業へチャレンジしやすい

環境を整え、その結果として、将来的な有機栽培の生産者を増やしていくというステップを取ることが、最も現実的かつ効果的であると考えている。本市は、オーガニックビレッジ宣言を実施する予定だが、この宣言に当たり、今後の有機農業の生産者数や作付面積について、いつまでにどの程度を見込んでいるのか、具体的な数値目標があるのか示せ。

- ・ 前回の一般質問では、国の有機転換推進事業等を活用し支援していくこと、また、農の夢追いプロジェクト事業により、地域おこし協力隊を活用した有機農業の担い手確保に取り組んでいるとの答弁があったが、現在の取組状況と成果、課題をどのように認識しているのか示せ。

17 議員 小倉 孝太郎（一問一答）

(1) 鳥獣被害対策について

① 第5期会津若松市鳥獣被害防止計画

- ・ 令和5年4月から令和8年3月まで第4期会津若松市鳥獣被害防止計画に基づく対策が実施されたが、この計画期間内の主な取組と成果を示せ。
- ・ 令和7年度における主な野生鳥獣による農作物被害の現状を示せ。
- ・ 鳥獣被害防止計画は、野生鳥獣による農作物被害を防止するために策定されるものであるが、本市の農業従事者からはどのような声が上がっており、第5期会津若松市鳥獣被害防止計画においてはどのような対策を講じて対応しようとしているのか示せ。
- ・ 鳥獣被害対策は本市の境界を越えた対策が必要であり、本市単独ではなく、様々な関係機関との連携をしながら対応する必要があるが、第5期会津若松市鳥獣被害防止計画の中で、国や県、近隣市町村などとはどのように連携を図るのか示せ。

② 令和8年度の鳥獣被害対策

- ・ 令和8年度の熊・イノシシの目撃件数と人的被害の件数を令和7年度の同期と比較して示せ。
- ・ 令和8年度の熊・イノシシの出没の傾向を令和7年度の同期と比較して示せ。
- ・ 令和8年は、令和7年秋の餌の状況などを踏まえ、3月中旬頃から冬眠明けの早期の出グマに注意が必要ということで、4月15日まで県全域に熊出没注意報が発令されてい

た。しかし、4月22日に天栄村で、4月26日には福島市において熊による人身被害が発生したため、4月27日から6月30日までの間、中通りと会津地域において、ツキノワグマ出没特別注意報に引き上げられた。人的被害を防ぐためにも、野生鳥獣の出没情報などの周知徹底が必要不可欠であるが、令和8年度の実況を示す。

- ・ 4月6日の夜に郡山市の住宅地において体長1.5メートルほどの熊が目撃され、翌日も河川敷に居座ったり、郡山ジャンクション付近に留まったりしたことから緊急銃猟を決定し、住民の屋内退避や高速道路の通行止めを行って駆除に至ったが、最初の日撃から約40時間がかかってしまった。後日、福島県や郡山市、警察、地元の猟友会が集まって意見交換をした際には、わなによる捕獲にするのか、緊急銃猟にするのか、初動対応の難しさが浮き彫りとなった。その上で、緊急銃猟の実施基準を明確にするべきという意見も出されたが、本市においては緊急銃猟へはどのような体制と実施基準で取り組んでいくのかを示す。
- ・ 4月7日に会津若松市鳥獣被害対策実施隊の辞令交付式が行われ、銃猟が使用できる対象鳥獣捕獲員とわなを仕掛けたり見回ったりする一般隊員の合計65人が辞令を受けた。本市において、猟友会会津支部の会員は減少傾向にあり、平均年齢も高齢化が止まらないことから、捕獲従事者の担い手の確保が急務である。令和7年12月定例会議においては、会津総合射撃場を教習射撃場として運用することでライフル銃免許の取得者の増加につなげ、狩猟者同士の情報交換が活発になることで担い手育成につながるなどの答弁があったが、令和8年度の実況について示す。
- ・ 令和8年度も福島県とは十分な情報交換を行い、様々な支援を要請することが必要であると考え、福島県をはじめとする国、警察、消防等といった関係機関との今後の連携体制を示す。
- ・ 近年は野生鳥獣の捕獲活動が増加することで鳥獣被害対策実施隊員の負担が増えていることや、鳥獣捕獲活動は危険が伴うものであることから鳥獣被害対策実施隊員が被害に遭うことや、活動中に他者へ怪我を負わせる場合なども想定されることから、鳥獣被害対策実施隊員の報酬などといった待遇や保険等のリスク対策について、令和8年度はどのように見直したのかを示す。

- ・ 熊やイノシシなどの大型獣を捕獲するには、箱わな及びドラム缶わな等が有効であるが、現在の保有数を示し、捕獲数が増加している近年において不足が想定されることはないのか示せ。また、各保管場所の在庫が無くなった場合にはどのように対応するのか示せ。
- ・ 熊の餌となる放任果樹等の誘引木は伐採することが望ましいと考えるが、令和7年度においては、鳥獣に関する専門家が現地調査を行う「集落環境診断」を実施して、指定されたものだけを伐採した。しかし、熊は川沿いに移動することが多く、中心市街地へ出没することもあるため、川沿いもしくは熊の目撃のあった場所周辺の誘引木の伐採については補助を出していくべきだと考えるが、令和8年度の誘引木の伐採の方向性を示せ。
- ・ 温泉地などでの野生鳥獣の出没は観光客等への影響も大きく、本市の経済への影響も懸念されることから、温泉地周辺においての電気柵等の対策が必要であると考え、その財源としてはどのようなものが考えられるのか示せ。
- ・ 駆除した熊やイノシシなどの大型獣は埋設するか焼却するかの方法が考えられるが、焼却処理における捕獲、解体、運搬についてはどのような役割でなされているのか示せ。

(2) ごみ減量の推進について

① 燃やせるごみの受入制限の可能性と今後のごみ減量化

- ・ 5月19日開催の文教厚生委員会協議会において、令和8年4月1週目から令和8年4月4週目までの、新ごみ焼却施設における燃やせるごみの受入制限に係る搬入目標に対する受入状況が示された。それによると、令和8年4月1週目は3月30日と3月31日分の駆け込み排出分が含まれるために目標を超過したが、その後は目標量の8割前後で推移しているとの報告であった。令和8年4月5週目以降の燃やせるごみの搬入実績と目標に対する割合を示し、現時点での受入制限の可能性と今後の見通しを示せ。
- ・ 2月20日開催の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会全員協議会において、市町村ごとの燃やせるごみ排出上限の目標量は、新ごみ焼却施設における焼却量管理・修繕計画・処理量の見通し等の観点から2週間単位で設定・管理し、2週間単位の目標値を超過した市町村は受入制限の対象になることが示された。従って、本市では受入制限がかからないように継続したごみ減量が必要となるが、今後の

減量化に向けてはどのように取り組んでいくのか示せ。

- ・ 燃やせるごみの減量化において効果的な取組は生ごみの減量であり、本市では生ごみ処理機等の設置に補助金を交付しているが、令和8年度は補助金の交付申請が例年以上に多いと聞き及んでおり、予算上限に達する時期が早まると予想されることから、補助事業の拡充が必要になると考えている。令和8年度の直近の家庭用生ごみ処理機、家庭用生ごみ処理容器、家庭用堆肥枠の申請状況と昨年同期比を示し、予算枠についてどのように考えるのか示せ。
- ・ 第33回の市民との意見交換会では家庭ごみ処理有料化については多くの意見が寄せられたが、これらはほんの一部であると考えている。今後もごみの減量化を継続していくためにも、家庭ごみ処理有料化に対する市民の意見をきちんと受けとめることが必要不可欠である。そこで、令和8年度のうちに市民に対するアンケートの実施を検討していると聞き及んでいるが、アンケートを行う時期や質問項目、その周知方法、どのように回収するのかなどといった具体的内容について示せ。

② 事業系ごみ混在対策

- ・ 以前より議会でも生活系ごみと事業系ごみが混在していることについて指摘したところであるが、現状の把握方法や対応状況を示せ。
- ・ 事業系のごみは事業者の責任において適正に処理することが求められているが、生活系ごみと混在しないようにするためにはどのように指導していくのか示せ。

③ 市街地のごみステーション設置推進

- ・ 本市では、衛生的で機能的なごみステーションの設置促進を図るために、ごみステーションを設置または改修する町内会に対して補助金を交付しているが、ごみステーションの定義と種類、市内にあるごみステーションの数を示せ。また、本市では戸別収集を行っているのかを示し、戸別収集に対する認識を示せ。
- ・ 本市では高齢化が進み、ごみステーションまでが遠くて大変であるという声が聞かれるようになってきた。現在、ごみステーションは設置基準があり、町内会からの申請を受けて市が設置を承認するものであることから、設置は町内会がしているものという認識であるが、市として設置計画を策定するなどして計画性を持って積極的にごみステー

ションの設置を推進していくべきであると考えるが見解を示せ。

(3) 市職員の採用について

① 市職員不足対策

- ・ 令和5年度職員採用試験において、過去に本市において一定の勤務経験を有し、結婚・出産・育児・介護・看護・学業または転職等により本市を退職した職員に再び即戦力として活躍してもらうことを目的とした「キャリア・リターン制度」が新設されたが、これまでの採用実績を示し、新設した経緯と採用職員をどのように活用していくのか見解を示せ。
- ・ 令和8年度職員採用試験において、従来8月から募集開始としていた高校・短大卒程度枠の採用試験を5月からの募集開始に変更したが、変更した経緯と期待する効果を示せ。
- ・ 令和8年度の職員採用試験において、新たに高校3年生だけが受験可能な「高校生チャレンジ枠」が創設されたが、創設の経緯と期待する効果を示せ。
- ・ 令和8年度の保育士の職員採用試験において、従来の第三次試験までの実施を第二次試験までに変更したが、変更した経緯と期待する効果を示せ。
- ・ 一方で、採用試験合格者の内定辞退も一定程度存在すると聞き及んでいる。直近5年間の内定辞退数を示し、その原因をどのように分析しているのか示せ。その上で、内定辞退を限りなく少なくするためにどのように対応しているのか示せ。
- ・ 職員不足の解消のためには、社会人採用を充実させていくことも必要と考えるが見解を示せ。
- ・ 新卒者の採用が厳しくなる中、採用活動の早期化が進んでおり、本市においても大学3年生へのアプローチを強化していくべきと考えるが見解を示せ。

② 会津若松市定員管理計画の着実な遂行

- ・ 令和8年4月1日現在の職員数の実数と定員管理計画上の目標数を踏まえて現状を総括するとともに、令和9年4月1日における目標数の達成見通しを示せ。
- ・ 令和7年12月補正予算において、職員の欠員及び業務繁忙等に伴って会計年度任用職員の配置を行ったが、その効果の認識を示すとともに、今後令和8年度内に欠員が生じ

た場合の対応策を示せ。

- ・ 令和3年6月に国家公務員法及び地方公務員法が改正され、豊富な知識や経験等を有する高齢期職員を活用するために、公務員の定年が令和5年4月より段階的に引き上げられることとなった。本市において、制度開始から現時点までに60歳到達時に年度末で退職した職員の割合を示すとともに、定年の引上げによって、組織体制にどのような効果があったのか見解を示せ。
- ・ 令和5年度より新たな第4次会津若松市定員管理計画を運用し、庁内d Xの推進やアウトソーシングの拡充、行政組織の再編、職員一人一人のレベルアップなどの取組を行っているが、次期の定員管理計画を策定する場合、どのような視点をもって策定していくのか見解を示せ。

18 議員 中川 廣文

(1) 将来の本市の医療体制について

① 改正医療法の本市への影響

- ・ 令和7年6月定例会議では高齢者福祉の施策を取り上げる中で、本市の医療資源とオンライン診療の取組について、令和8年2月定例会議では本市の医療体制の未来について、一般質問で重ねて質疑してきた経過にある。その中で明らかとなったのは、今後の医療体制については、会津若松医師会との連携や県との協議経過も踏まえ、地域医療を支える医師の高齢化や小児科・産婦人科の医師不足、看護師不足など、現在の医療体制を維持していくことが難しい状況であるとの本市の課題認識は示されたものの、課題に対し本市が積極的に主導し市独自の対策を講じるまでの姿勢は残念ながら見えてこなかった。一口に医師・看護師不足、医療崩壊といっても、国全体としては、長期的に見れば医師の数は供給が需要を上回ると予想されるが、都市部に医師が集中する一方で、地方では不足状態が続く、いわゆる医師の偏在が課題であり、この4月施行の改正医療法では人口より医療機関の減少スピードのほうが速い地域を都道府県が「重点医師偏在対策支援区域」として設定し、国・県が主体となり医師偏在対策に乗り出した。本市を含む会津地域もこの「重点医師偏在対策支援区域」に該当しているが、改正医療法による市民の暮らしへの影響を示すとともに、市としてこの施策にどのように関わっていくのか見

解を示せ。

- ・ 医師の偏在是正対策に取り組むと同時に、将来に向けた人材確保にも取り組む必要があると考える。令和8年3月に閉校した白河医師会白河准看護学院に続き、喜多方准看護高等専修学校も来春の学生募集を停止し、令和10年3月で閉校することが5月24日付けの福島民報で報じられた。看護の道を目指す若者の地元での選択肢・学びの場が消失することは、若者の夢を奪うだけではなく、人材不足にあえぐ会津地域の医療界にとっても深刻な問題である。看護学校で看護師の資格を取得しようとする者のうち、関東圏から学びに来ている者に対し、3年間の本市での勤務を条件として授業料を全額市が負担する給付型奨学金制度を創設し、人材確保に取り組むべきと考える。市外からの看護関連学校への入学者数を示した上で、市の見解を示せ。
- ・ また、看護を目指す人材の流出を防ぐために、オンライン授業などで地元にいながらにして看護学学士を取得したり、都市部の大学の看護学部の講義を受け、大学の修了証を地元で受け取ることができることも現実的な取組の一つであり、地元での就学を希望する若者への支援策の拡充を図るべきと考えるが、市の見解を示せ。

② 予防医療の充実

- ・ 予防医療とは、病気になってから治療するのではなく、病気になるのを予防することであり、一次予防として病気にかかるのを未然に防ぐ発症予防、二次予防として病気の早期発見と早期治療、三次予防としてリハビリなど重症化の防止を目的とした総合的アプローチの3つに分けられる。市の取組としては、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、令和7年9月30日に「健康づくり推進条例」を制定し、第3条の基本理念の中で「市、関係団体等は、市民が継続的に健康づくりに取り組めるよう必要な支援・社会環境の整備に努める」と定め、第4条の市の責務の中では「市民、関係団体と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する」と定めている。条例制定から半年以上経過したが、この間、条例の理念に沿った取組内容を示すとともに、条例において予防医療の取組がどのように組み込まれているのか示せ。
- ・ 二次予防である病気の早期発見、早期治療については定

期的に健診を受診することが重要とされる。しかしながら、健診の受診率は就業形態によって大きく異なり、内閣府が取りまとめた「令和6年版男女共同参画白書」によると、20歳から69歳までの健診・人間ドックの受診率は、正規雇用労働者では男女ともに約9割だが、非正規雇用労働者では20歳から39歳まで男女ともに約6割と正規雇用労働者に比べ低くなっている。さらに、仕事をしていない者では、30歳から39歳までの男性が22.3%、最も高い60歳から69歳までの男性でも58.0%にとどまっている。働いていないことで受診の機会が少なくなり、その結果、病気がある程度進行し、症状が出て初めて医療機関の受診につながる状況となってしまう。健康づくり推進条例の理念に沿うならば、市の中心部に市民が気軽に利用できる保健センターが必要と考えるが見解を示せ。

- ・ 政府としても「攻めの予防医療」を掲げ、健康課題についての論点を整理し、今夏に取りまとめる予定の日本成長戦略や経済財政運営と改革の基本方針にも反映させる予定で、ライフステージに応じた健康課題に対応するための具体的な工程表の作成や、ヘルスケア産業のスタートアップ創出支援が主な内容となっている。本市においては、A i C TコンソーシアムのヘルスケアWGを中心に、個人の健康・医療情報を一元管理できる「ヘルスケアパスポート」や地域共助型サービス「ケアエール」の活用により地域ぐるみの見守りと支え合いを実践してきた経過にあり、国の事業の一步先の実装をした実績があると認識しているが、予防医療についてはA i C Tコンソーシアムを含め医師会等との連携を今後どのように進め、市民に還元していくのか見解を示せ。また、これまでの取組のノウハウを活かし、A i C Tコンソーシアムと連携し、健診受診率の向上を図ることも重要だと考えるが、見解を示せ。

③ 救急医療体制の充実

- ・ 本市は会津地方の中心として、医療の面でも広域的な拠点となっている。救急医療体制の充実や広域医療の重要性については、前回2月定例会議で同僚議員も取り上げ、当局も医師不足や医療資源の偏在が深刻化する中、県内各地域間での広域的な医療連携について市として取り組むべき課題であるとの認識を示している。広域的な医療拠点の役割を担うのであれば、広大な会津地方においては、遠隔地

からの長距離搬送の解消に向けた取組は欠かせず、ドクターヘリの運航は会津地方の自治体からも実現の要望があると聞き及んでいる。先般、会津総合開発協議会等々の中で、首長達と意見交換をし、関係各方面への要望も考えていくと答弁があったが、その後、他自治体とどのような意思疎通を図ったのか示せ。

(2) 次世代モビリティの実装に向けた取組について

① スマートモビリティ

- ・ 令和8年4月に、会津乗合自動車と福島交通が経営統合した。人口減少による運転手不足や利用者の減少が課題となり、統合により公共交通を維持するため営業や管理部門の効率化を図るとしている。また、将来的には、電気自動車や自動運転のバス導入といった投資も視野に入れている。市は、こうした流れを受け、今後のスマートモビリティについてどのような方針で臨むのか見解を示せ。
- ・ また、本市は我が国における1,000分の1のモデルシティとしてこれまで様々な社会実証実験を受け入れてきた経過にあるが、豪雪地帯における自動運転の実証実験都市として名乗りを上げるべきと考えるが見解を示せ。

② 空の次世代モビリティ

- ・ 国は、空の移動革命に向けたロードマップを改訂し、商用運航開始時期を2027年から2028年までと明確にした。まずは大都市圏の湾岸エリアや一部の地方観光地を巡る遊覧飛行を想定し、2030年代前半にはエリアを広げ、遠隔操縦を実現したいとしている。また、ドクターヘリの補完目的として、医師や患者を運んだり、物流コスト低減のため、貨物輸送も目指している。本市においては、まずは観光での商用運航が観光誘客の起爆剤になると考えるが、空飛ぶクルマの商用運航に向けて本市でも環境整備に早急に取り組むべきだと考えるが見解を示せ。
- ・ 国の示すロードマップでは、空飛ぶクルマをドクターヘリの補完手段として捉えているが、ドクターヘリの運航を実際に実施してみなければ課題も見えてこないと考える。ドクターヘリ及び空飛ぶクルマの実装に向け、現在の市の課題認識を示せ。

19 議員 石田典男（一問一答）

(1) 本市各地区の投票率の傾向と対策について

- ① 市選挙管理委員会の業務
 - ・ 市選挙管理委員会の業務の概要を示せ。
 - ・ 県選挙管理委員会との業務の違いと関係性を示せ。
 - ・ 市選挙管理委員会の業務を執行するための関係法令、規程等を示せ。
 - ・ 令和5年以降の当日投票所駐車場交通整理案内業務の概要を示せ。
 - ・ 在外選挙人名簿登録者による選挙の実施概要を示せ。
 - ② 各種選挙における投票率
 - ・ 河東地区において廃止された投票所に設置された、短時間河東期日前投票所の実施概要を示せ。
 - ・ 直近の市長選、市議選、知事選、県議選、衆議院選、参議院選を比較しての市全体の投票率の傾向を示せ。
 - ・ 平成28年執行以降の各種選挙において民間施設に期日前投票所を設置しているが、当該期日前投票所における投票率の傾向を示せ。
 - ③ 各地区の投票率
 - ・ 投票区別の総投票者数と投票率が平成25年7月の参議院議員選挙から公表されているが、それ以前の各種選挙においても表することは可能か示せ。
 - ・ 平成27年以降の市議選における各地区の投票率の傾向を把握しているのか示せ。
 - ④ 投票率の向上の対策
 - ・ 門田第2投票区である飯寺公会堂より南側の地区を対象とした投票区の増設の必要性について見解を示せ。
 - ・ 令和8年11月11日任期満了を迎える知事選以降、令和9年の市長選、市議選など各種選挙において若松第11投票区である金川町児童会館のような交通量の激しい投票所においては、当日投票所駐車場の交通整理や案内を行うべきと考えるが見解を示せ。
 - ・ 降雪の影響がある、また、熊の心配のある時期での投票所においても安全に投票が行えるよう必要な対策を検討すべきと考えるが見解を示せ。
 - ・ 各町内会に対して各々の地区における投票率の傾向を示し、選挙啓発を検討すべきと考えるが見解を示せ。
 - ・ 有権者である市民の選挙に対する意識向上を更に検討すべきと考えるが委員長の見解を示せ。
- (2) 消防団員確保と市発注業務について

- ① 消防団員の必要性と被災時の業務
 - ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部刊行の消防年報（令和6年度版）における現有人員は218名と記載されているが、総務省消防庁が消防力の整備指針に定める基準を基に算出される消防、救急、救助、指揮等の総人員数は327名となり、その充足されていない人員を消防団活動に頼っている現状があると考えが見解を示せ。
 - ・ 火災時における消防団員の主な業務を示せ。
 - ・ 地震、風水害被災時、また、行方不明者捜索における消防団員の業務を示せ。
 - ・ 平常時における消防団員の業務を示せ。
 - ・ 消防団活動に対する市の認識を示せ。
 - ② 消防団に対する地元企業の協力体制の構築
 - ・ 市議会の一般質問や市の消防団の在り方に関する検討委員会の報告書においてなされた事項に対する検討結果を示せ。
 - ・ 地元企業の理解醸成の推進に対する市の見解を示せ。
 - ③ 消防団への加入を評価項目とする市発注入札案件等での実績
 - ・ 総合評価方式を適用した入札における消防団への加入を評価項目として評価した入札案件の実績を示せ。
 - ・ 総合評価方式以外の工事関係、工事関係委託、物品購入、印刷業務、修繕、一般委託等の各入札行為におけるその実績と消防団への加入を評価項目として評価する制度の導入の可能性について示せ。
- (3) 県立病院跡地利活用事業公共施設基本設計について
- ① 市民意見の反映
 - ・ 県立病院跡地利活用事業者が実施した新たな公共施設の計画・整備に係るアンケートの概要を示せ。
 - ・ 県立病院跡地利活用事業者の決定後に行われたタウンミーティング等の意見との比較について示せ。
 - ・ 子どもの屋内遊び場においてレイアウトの大きな変更があったようだが、概要を示せ。
 - ・ 築山、滑り台、ボルダリング、エアトラック等、遊具の変更の概要を示せ。
 - ・ 施設のコンセプトにおける「会津らしさ」の提案の概要を示せ。
 - ・ 除雪対策、壁床等のクッション性対策の概要を示せ。

- ・ 調査結果にあるゾーニングの安全管理、人数制限、予約制の反映は設計上、生かされているのか示せ。
- ② 県立病院跡地利活用事業公共施設基本設計の成果品
 - ・ 県立病院跡地利活用事業公共施設基本設計の成果品の受領等の概要を示せ。
 - ・ 県立病院跡地利活用事業者決定時の基本的な提案と成果品の変更点を示せ。
 - ・ 県立病院跡地利活用事業公共施設基本設計の成果品に対する評価を示せ。
 - ・ 市民に対する工事着工から竣工までの過程、全体事業費を含めた事業概要の周知方法について示せ。

20 議員 譲 矢 隆（一問一答）

(1) 土地改良の支援策について

① 土地改良区の現状

- ・ 農家の減少と原油高や肥料・農薬等の高騰が続いている。農家は厳しい経営を余儀なくされているが、市内農地を管轄する土地改良区においても、耕作放棄地や農地転用を含めた地目の変更などにより水利費賦課面積が年々減少し、その運営は大変厳しい状況となっている。市は、各土地改良区の総会等に参加しており現状を把握していると考えますが、各土地改良区の経営状況に対する市の認識を示せ。

② 土地改良区に対する支援の必要性

- ・ 円高や人件費・資器材・燃料等の値上がりにより、工事価格も高騰している。各土地改良区が管理する各種施設の維持管理や更新を計画通りに進めようとしても進まない現状にあると聞き及んでいる。このような中でも、生産基盤である農業用排水路や農道の管理は怠るわけにはいかないと考える。市による各土地改良区への支援がこれまで以上に求められていると考えるが、認識を示せ。また、現状への対策を示せ。
- ・ 県は、土地改良区の統合を進めようとこれまで各種の計画を立て取り組んできたようだが、県の土地改良区の統合に向けた方針に対する市の認識及び本市が取り組んできた経過を示せ。あわせて、今後の取組を示せ。

(2) 風力発電事業に対する市長の考えについて

① 緑の回廊を含む自然環境に対する認識

- ・ 国は国有林の一部を「緑の回廊」に指定している。この

ことについては、令和5年3月17日の参議院経済産業委員会において青山繁晴議員が「緑の回廊」に指定されている区域への風力発電事業計画の動向について質問している。このことに対する市の認識を示せ。

- ・ 背炙山や羽黒山、その周辺には市民の森が広がっており、一部はNPOなどの団体が景観等の保存活動を行っており、多くの市民に親しまれている。また、令和8年2月定例会議でも質問したが、この区域はレッドリストにも指定されている「イヌワシ」や「クマタカ」の生息が認められており、渡り鳥の飛行ルートとなっていることも確認され、それ以外にも希少動植物が生息している。このような自然環境や景観を維持・保全することは本市の重要な施策と考えるが、会津若松市の環境政策に照らし、市の認識を示せ。
- ・ 現在計画されている風力発電計画には「緑の回廊」に指定されている区域が含まれ、あるいは近接している。豊かな生態系を育む山林は、人間の生活の基本である水源にもなっている。このような大切な場所に風力発電施設が建設されれば、動植物などの生態系への影響にとどまらず、土砂災害のリスク増加や地下水脈の変化、水源の枯渇、低周波音などによる人体への悪影響が生ずる可能性があり、現に風力発電施設の近隣の市民が体調不良を訴えている。「緑の回廊」を含む山地への風力発電計画に対する認識を示せ。

② 風力発電計画への市長の権限と責任

- ・ 地元首長の反対表明などを受けた太陽光発電や風力発電などの計画が、中止あるいは撤退となった事例が全国的に見られる。本市に計画されている風力発電事業は、真に市民が必要とし求められているものなのかが重要な点ではないかと考える。仮に市民が求めているとすればその理由と背景を調査すべきと考えるが市の見解を示せ。また、計画に賛同している方がいるとすれば、その考えに至った背景などをしっかり把握すべきと考える。同様に計画に反対する市民はなぜ反対するのか、その理由や背景をしっかりと把握すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ その上で、市としての風力発電事業計画に対する基本的立ち位置を市民に広く説明する必要があると考えるが認識を示せ。
- ・ 大規模な太陽光発電や風力発電計画から大切な自然や住

民の暮らしを守るため「ゾーニング条例」を設定している自治体がある。他自治体などの例を参考に、本市においても条例の制定により、自然破壊や災害から住民生活を守り、自然環境や景観を次世代へと引き継ぐべきと考えるが認識を示せ。

③ 森林環境税等の積極的活用策

- ・ 第33回市民との意見交換会において、参加者から「所有する森林の管理・活用が困難である」との発言があった。樹齢70～80年の杉林が活用できずに放置され、山全体の保水力も減少し水源涵養機能が失われているとの話もあった。また、大雨による土砂流出災害の危険性についても指摘されている。福島県は県独自の目的税として「ふくしま森林づくり県民税」を、国は森林環境税を課税し、自然環境を守るとともに森林の活用を進めている。本市における森林環境譲与税やその他の補助金等の活用状況と効果についての認識を示せ。
- ・ これまで本市が実施してきた森林保全等の事業をより効果的に推進するためには、森林所有者の現状について、どのような問題・課題があるのか把握することが重要と考える。市の認識を示すとともに課題解決に向けた今後の市の考えを示せ。

(3) 辺野古沖の海難事故と平和教育に対する市の認識について

① 平和教育に対する認識

- ・ 辺野古沖で発生した海難事故では、船長と乗船していた高校生が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。学校の説明によれば、平和教育の一環として実施していたとのことであるが、先日文部科学省は、この教育内容が教育基本法第14条第2項に違反すると認定した。これは、同法の施行後初めてのことである。識者や平和教育を推進してきた学校などからは、この認定が憲法第23条に違反するのではないかとの声や、今後の平和教育活動を委縮させるとの懸念が表明されている。本市も平和教育の必要性を理解し、これまで広島や長崎へ生徒を派遣し実績を積み上げてきた経過にあるが、今回の海難事故を踏まえた、平和教育における安全管理に対する認識と、本市の平和教育に対する認識を示せ。

(4) 市民の暮らしとごみ問題について

① 市民生活の実態把握と市指定ごみ袋問題

- ・ 円高に加え、アメリカ・イスラエルによるイランへの軍事攻撃を発端としてホルムズ海峡が事実上封鎖され、多くの物資を中東に依存している我が国の経済はほぼ全ての物品が値上がりし、あるいは物自体が市場からなくなり、それが常態化していることが連日報道されている。政府はガソリン代と電気代を補助することでこの危機を乗り切れると考えているようだが、国民生活は厳しさを増してきており、本市の経済や市民生活にも大きな影響を与えていると考える。こうした状況に対して、湯川村は村民一人当たり22,000円の商品券を交付しているが、本市が実施した一人当たり5,000円の「生活応援臨時給付金」では市民生活が改善されるとは思えない。市が計画している駅前整備や県立病院跡地整備事業など不急の大型事業よりも優先して、早急に市民の生活状況について実態調査をし、結果に基づく素早い対策を講じるべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 原油由来のナフサ不足が深刻さを増し、自治体指定のごみ袋についても、その供給が懸念されている。一部の広域行政事務組合では、緊急避難的に指定ごみ袋以外の使用を認める動きや、神奈川県鎌倉市では指定ごみ袋の調達のために補正予算を提案するなど様々な対応を迫られているとの報道がある。本市の指定ごみ袋の調達に問題はないか示せ。

21 議員 成田芳雄（一問一答）

(1) 中小企業及び小規模企業振興条例について

- ・ 本市は、少子高齢化が進むと共に産業基盤が脆弱なため、若者の流出は多く、人口減少は止まらず、そのため地域経済の振興を図るためには、農林業を含む中小企業政策を重要視するのは当然である。経済産業省は、中小企業及び小規模企業は、日本における経済活動において重要な役割を果たしていると言っている。その一つとして、中小企業及び小規模企業は、地域経済の発展や市民生活の向上に寄与し、その発展を支えるため、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行っている。また、地域社会に貢献する役割や地域づくり、災害対応等においても重要な存在である。そのため、中小企業及び小規模企業への支援は、地域社会の発展に寄与し、経済の活性化を図るために重要である。そのようなことから私は、その基となるのが、本市の農林業

を含む商工業振興条例であると考え、これまで質疑してきた経緯がある。平成25年12月及び平成26年2月定例会等では、国の中小企業基本法が、平成11年12月3日に改正され、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講じるよう努めなければならない」から、「区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」と規定され、「策定」から「実施」まで行う責務が生じた。しかし本市は、①補助金や奨励金の交付、②経営資金融資の円滑化、③経営相談や中小企業団体の運営助言・指導を行う等、旧法による中小企業振興条例を改正しなかったところである。そのため私は、平成11年の法改正に準じると共に、本市の中小企業振興のため、その基本となる理念や基本政策、あるいは政策の方向性を示す「中小企業振興基本条例」を制定すべきと指摘し、質疑した経緯にある。また、市議会産業経済委員会（政策討論会第3分科会）は、平成23年度から「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」を課題として取り上げ、その集大成として、農林業を含む商工業を振興するには、これまでの補助金を交付するだけの中小企業振興条例を改正し、恒久的な仕組みとして、①地域や各業界の実態を把握すると共に、②産業振興施策を練り上げるため、次世代の後継者や実務に直接携わっている方々、公募による市民、その他関係機関等を構成員とする③産業振興会議を設置すべきと当局に要請した。その結果、平成31年2月定例会で、これまでの会津若松市中小企業振興条例の全部を改正し、会津若松市「中小企業及び小規模企業振興条例」が議会で可決され、平成31年4月1日に施行した。条例の名称は、「仮称産業振興基本条例」から中小企業及び小規模企業振興条例へ、「産業振興会議」は、「中小企業・小規模企業未来会議（略称未来会議）」と変更されただけで、その他は全て、条項に明記された。しかし、未来会議は、令和2年12月定例会の質疑において、産業振興施策を練り上げる協議をしていなかった事が判明した。そこで、新条例の目的は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を、地域社会が一体となって推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することだが、条例を施行して約7年になる。そこで、誰が、どのような施策を、どのような方法で策定・実施し、どのような成果があり発展したのか、認識を示せ。

- ・ また、どのように市民生活は向上したのか、認識を示せ。
- ・ どのような施策が、地域社会一体となって推進したのか、認識を示せ。
- ・ 市長は、現在の本市の景気をどのような状態であると見ているのか、認識を示せ。
- ・ 本市の中小企業及び小規模企業振興条例で設置している「未来会議」は、どのような理由で、中小企業及び小規模企業振興に関する施策を協議できないのか、認識を示せ。
- ・ 本市の中小企業及び小規模企業振興条例第4条では、市の責務として、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとしている。また、同条第2項では、「前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者及び小規模企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、小規模企業者が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとする。」としているが、なぜその施策業務を「未来会議」に任せないのか、認識を示せ。
- ・ 施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握しなければならないが、どのような方法で把握し、その現状をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 経済的又は社会的環境の変化による影響が特に大きい、小規模企業者の事業の持続的な発展を確保するため、小規模企業者が、事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をしなければならないが、どのように配慮し、どのような成果を得たのか、認識を示せ。
- ・ 平成11年に改正された中小企業基本法第6条及び平成26年に制定された、小規模企業振興基本法第7条での基本理念や基本原則は、地方公共団体の責務として、中小企業や小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地方公共団体の区域の自然・経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとしている。本市はこれまで、どのように対応し、施策を実施したのか示せ。
- ・ 本市の中小企業及び小規模企業振興条例では、第10条で、「市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関は、中小企業及び小規模企業の振興のため必要と認める事項に関し、

継続的な協議を行うもの」としているが、中小企業及び小規模企業の振興のため、必要と認める事項を示せ。

- これまでの答弁では、未来会議は、条例の改正に当たって、①市、中小・小規模企業、関係機関等の役割を明らかにし、②地域社会が一体となって中小・小規模企業の振興を図る事を条例の目的と規定したことから、③各主体がその理念に基づき、役割に応じて中小・小規模企業の振興に取り組むための情報共有、④連携促進及び協議の場として、現在の開催趣旨に至っており、⑤緩やかな会議体としての運営が望まれたとのことだった。未来会議は、各主体がその理念に基づき、役割に応じて中小・小規模企業の振興に取り組むための情報共有、連携促進及び協議の場として開催していたが、中小・小規模企業の振興にどのような成果があったのか、主体毎に認識を示せ。
- ⑥会議を継続することにより、意識付けが醸成されることで、各主体において、中小・小規模企業の振興に資する取組が更に推進されるものと考えており、単に市の施策の協議の場とはしなかったとの答弁だったが、どのように意識付けが醸成されたのか。主体毎に示せ。
- 未来会議は、地域社会が一体となって中小・小規模企業の振興を図る事を条例の目的としたが、どのような事がどのように図られたのか認識を示せ。
- 市は、地域や各業界の実態を把握すると共に、産業振興施策を練り上げるため、未来会議で、これまで市の施策を協議したことはあったのか示せ。
- 未来会議の構成委員として、次世代の後継者や実務に直接携わっている方々、公募による市民も、これまで選出したのか示せ。
- 県内市町村での中小企業及び小規模企業振興条例の中で、福島市や郡山市、いわき市、白河市等は、産業振興会議を設置しており、振興会議の意見を参考にし、中小・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとし、そのため、中小・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるとしているが、市長は、これをどのように思っているのか、認識を示せ。